

エルトン史学と歴史研究

——テューダー行政革命論争を中心として

堀 江 洋 文

ジョフリー・エルトン (G. R. Elton) は、英国史研究を志した者にとっては避けて通ることのできないテューダー史の大家であるが、1988年にケンブリッジ大学の近代史欽定講座担任教授(regius professorship)を退いた⁽¹⁾あとも、イギリス国制史研究におけるその存在の大きさに変わりはない。

イギリス国制史家としての数々の業績は言うまでもなく、歴史家としてのエルトンの偉大さは、ヨーロッパ全体を視野に入れたマクロな視点で16世紀ヨーロッパ世界を描写し、そのコンテクストの中でテューダー史を再構築しようとした点にある。確かにエルトンの国制史研究は、「議会」「宮廷」「枢密院」といった国内機構に限定しても十分にその成果を誇示することができるのであるが、エルトン史学の信頼性をより高めたのは、彼のヨーロッパ全体に対する関心と洞察の深さである。実際エルトンは、1939年に有名な古代史家の父とナチスを逃れて渡英するまでは、テュービンゲンやプラハを転々とし、ドイツ語は自由に操り、ドイツ語論文も多く、近年もドイツにおいて、講義ノートなしにイギリス国制史に関する講演を行ったことは、研究者の間で語り草となっている。彼の *Reformation Europe 1517-1559* やエルトン自身が編者の一人として活躍した『新ケンブリッジ近代史叢書』(*The New Cambridge Modern History*) などは、16世紀ヨーロッパ史の概説として欧米の大学生の必読書である。⁽²⁾ 16世紀研究、特に宗教改革史研究に関して、イギリス史学の伝統の中には、大陸からの影響を否定したり過少評価したりする動きが常にある反面、大陸の影響を過大に見積る研究者も存在する。そのどちらの研究事例においても、エルトンのごとく16世紀ヨーロッパ世界の深い知識と洞察に基づく巨視的な見方

はまれで、例えば後者の場合は、ある一筋の影響を普遍化し、まるでイギリスの国政の中心部分が実は大陸からの直接の影響であったと言わんばかりの研究例もある。エルトンは、自分自身が選びとった (adopted) 国であるイギリスを研究の中心的対象としながらも、英仏海峡を狭んで西ヨーロッパをも視野に入れる。後述するように方法論も歴史観も大きく相違するが、フェルナン・ブローデルの『地中海』の広がりをも、エルトンの業績のうしろには隠されているがごとくである。

しかしその一方で、エルトンの視野の広さは、徹底した古文書主義によって、歴史の各部分が詳細にいたるまで客観的に裏付けされている。例えばエルトニアンの一人で *Suffolk and the Tudors* を書いた Diarmaid MacCulloch は、以前チューリッヒでの文書探索を前にして、‘Naturally it was with the great man’s stern exhortations about original sources ringing in my ears that my thoughts turned to Zurich!’ と筆者に書き送ってきたことがあったが、このような一次史料、特にマニュスクリプトに対する態度は、エルトンの学生には共通して保持されている。ともかく、長時間古文書の前に座し過去の史実を読みとろうと努力することができない者は、歴史を学ぶ学生としてはふさわしくないというのがエルトンの口癖であった。ヨーロッパ全体を見わたす視点、即ち「統合」の視点を維持しつつ、原史料に基づく歴史のディテイルにも飽くなき探求の心を失わないエルトン史学は、正に Eltonian synthesis とでも呼べる理想的バランスの境地に達しつつあり「境界の喪失」の時代にあっても（エルトン史学では、この言葉は地理的境界についてあてはまる程度で、学問領域の境界の喪失、即ち歴史学への学際的アプローチに、エルトンは全体として批判的である。もちろん地理的境界の喪失と言っても、西洋史家としてのエルトンの関心領域は西ヨーロッパに限定され、歴史人類学者のように対象が全世界に及ぶことはない。）、十分にその歴史学上の役割を果しえる位置にある。

最近のドイツの統一疲労に起因する「国民国家の枠を超えた EC 統合」

の一時的挫折にもかかわらず、1990年代に入って一段と国民国家概念は後退しているように思われる。このような現状は果して、国民国家の枠をはめられた国制史研究全般にマイナスの要因として働くのであろうか。況してや、国家や中央の政治の研究よりは、地方史や社会史が注目を浴びている昨今である。エルトン史学は、このような様々な方向からのチャレンジに対し、その歴史学の *orthodoxy* を維持しつつも、新しい状況に適応すべきところは適応しテューダー史の通念を再構築しつつある。それを可能にしたのは、間違った歴史解釈に対しては時に辛辣な批判を容赦なく加える一方で、自己の歴史記述に対しても常に厳しい目を光らせているエルトンの歴史家としての職業かたぎも確かにある。しかし、それ以上にエルトン史学の健全さを証明したのは、後に詳述するマルクス史観やアナール派、そしてウィッグ史観に対する批判的論述でも明らかなように、歴史研究を導く原動力となるような前もって構築された包括的理論 (*previously constructed schemes*) に対して、エルトン自身が強い懐疑の念を抱いている事実である。⁽³⁾ それが生産の歴史的発展段階をとらえたマルクス史観の階級闘争であろうが、*histoire événementielle* を軽蔑し、*structures* や *conjunctures* を標榜するアナール理論であろうが、エルトンは歴史全体を包括的に説明する理論、即ち表層の歴史現象の下でうごめく歴史の「見えざる手」の存在を強く否定する。

長年歴史は文学であるのか、それとも科学であるのかという議論が繰り返されてきたが、エルトンのこの問いに対する答えは、歴史は歴史であり文学でもなければ社会科学でもなく、独自の領域を形成するものであるとの主張である。このことは、特に社会科学の方法論を歴史に応用した場合、様々な弊害を引き起こすことをエルトン自身よく承知していたことと関連する。即ち、自然科学のように立証不可能な社会科学の理論が歴史研究を支配することは、エルトンにとって許容できることではなかったのである。確かにエルトン自身、後述する「テューダー革命論」を約40年前に主張し

た時には、16世紀史を組立てえる「理論」を発見したと思ったと告白している。その後エルトンは、この革命理論を（革命という語が今日持つ意味合いからして改革理論と言った方が、正確にエルトンの趣旨を伝えることができる。）一部修正するも基本的には堅持する。このようなエルトン流の理論の形成・保持と前記社会科学理論とどこが違うのかとの問いに対してエルトンは、彼自身この理論によってコントロールされておらず、この理論を普遍化しようとしなかった点を挙げている。⁽⁴⁾このエルトンの主張は、その後エルトン自身が様々な批判に対してとってきた態度によって立証される。

このテューダー革命論争を詳述することで、エルトン史学の全貌の紹介という大胆な試みを始めたい。全容とは言っても、一論文でエルトンの膨大な数の著作に網羅的に触れるわけにもいかず、イングランド国制史と歴史理論の二つの領域で代表的テーマを選択して言及することとなる。

I テューダー行政革命論争

エルトンのイングランド国制史研究全体に一本の動脈として流れるのは、やはりテューダー革命論と約40年に及ぶその展開である。80年代に入り、エルトンの研究対象がエリザベス1世期の議会に及び1986年に *The Parliament of England 1559-1581* を刊行するに至ってからも、完全にテューダー革命論争の火が消えたわけではない。それどころか、エルトンのテューダー革命説の一つの論点である「議会を通しての国王（女王）の主権の確立」(The king in parliament) は、エリザベス期の議会を論じたこの著書でより鮮明に主張されている。

1953年に刊行された処女作 *The Tudor Revolution in Government: Administrative Changes in the Reign of Henry VIII* は、いくつかの「テューダー革命論争」を経たあともその重要性は一向に衰えていないし、後述する G.L. Harriss や Penry Williams との論争や最近では

David Starkey のエルトン批判論文も、エルトンのテューダー史における地位を低下させることとはならなかった。⁽⁵⁾ 逆に、これらの論文に対するエルトンの反論には、基本的にはテューダー革命の存在とトーマス・クロムウェルの役割の中心性を固持しつつも、1953年頃のエルトン自身の論理の誇張を修正する余裕すらも感じさせる。スターキー編さんの *Revolution Reassessed* 及び John Guy 等による *Reassessing the Henrician Age* の寄稿者の中には、エルトンの下で本格的なテューダー朝研究に入った研究者も多く、それを考えるとエルトンのこの態度には、弟子の言説を聞き入れて自身の説を修正する大家の風格が存在する。実際、雑誌 *Encounter* に寄せた 'Revisionism Reassessed' の中でエルトンは、もう一人のテューダー史の大家 A. F. Pollard を例に挙げ、ポラードがこの研究分野で君臨し、他の若手研究者に活躍の場を十分に与えなかったことに言及しているが、これはエルトン自身はそのようなあやまちを犯さず、若手研究者の批判は正当なものは受け入れようとの意志表示ともとれる。⁽⁶⁾ (一方、スターキーに対するエルトンの態度にはかなり厳しいものがある。事実筆者との会話においてもエルトンは、テューダー革命論争の中でハリス及びウィリアムズの論点は傾聴に値するが、スターキーのそれは殆ど無視してよいものだと言いきっている。)

さてこのテューダー革命論争については、邦文でも栗山義信氏の『史林』における論文によって紹介されてはいるが、もう一度ハリスとウィリアムズのエルトン批判論文及びエルトンの反論に戻って、エルトン史学の原点に光を当ててみたい。既に1956年にはワーナム (R. B. Wernham) によってエルトンのテューダー革命論、特にトーマス・クロムウェルの影響力の過大評価及び1530年代の特異性の強調が批判の対象となったが、⁽⁷⁾ この問題を中世史というより大きなコンテクストの中で歴史の連続性の問題との関連で取り扱ったのが、ハリスとウィリアムズによって *Past and Present* ⁽⁸⁾ 誌に寄稿された一連の論文である。

エルトンの行政革命論の骨子は、リチャードⅡ世の時代からトーマス・ウルジー (Thomas Wolsey) の失脚に至る 130 年間の中世的政治形態と対比しての、1530 年代の行政改革の斬新さと急進性にある。中世的政治形態と言っても一概には言及できず、エルトンは、14 世紀のランカスター家による行政の行き詰まり、ヨーク家及びヘンリー 7 世による強力な政府の復活、そしてウルジーによる中世的統治形態の完成というように 3 段階に分類するが、これらも所詮クロムウェルの改革の前に奏でられる序曲に過ぎない。国王の統治能力には時代によって大きな差異が生ずるが、基本的に中世政治とは国王による政治であるというのがエルトンの理解である。アングロ・ノルマンは、ハウスホールドの中での王による中央集権的封建統治形態を創り出し、その後ハウスホールド内部ではかなりの程度官僚化が進んだのであるが、政治の推進者は王自身であり、また王を取り巻く直接の家臣であった。財務府 (Exchequer) や大法官府 (Chancery) のような国家部局も存在したが、その機能は官僚的国家組織と言うには十分に組織化されておらず、特にエドワード 4 世及びヘンリー 7 世期には、ハウスホールドによる統治が強化された。

ハウスホールドによる統治とは、国家官僚組織の欠如により、王の私的な家臣 (即ちハウスホールドの一員) が国家的任務をも負うという統治方法で、王権の公的及び私的性格に殆ど違いがないことに起因する。国王政治の拡大とともに、ハウスホールドの家臣は専門的任務に関わる者も多くなり、その結果彼らは、王の私的な奉公から離れていくこととなる。T.F. Tout はこれを、「宮廷を出て行った」 ("They had gone "out of court".) と表現する。財務府も大法官府も、このようにして始まった国家機関である。ハウスホールドでの宮仕えを離れる者もいるかと思えば、王の私的必要に供するために新しい廷臣が任命される。このように中世イングランドにおいては、官僚制度もある程度発達を見たのであるが、完全にハウスホールドに取ってかわることはなかった。しかし、エドワード 4 世期やヘン

ンリー 7 世期にハウスホールド統治の復活を見たように、ハウスホールドは時折その弾力性や回復力 (resilience) を発揮した。後に詳しく言及する D. スターキーの誤解も、このようなハウスホールド統治の回復力を過大視したことが一因であるとも言える。この回復力は何に起因するかと言うと、それはハウスホールドの柔軟性 (flexibility) にあるとするのが定説である。国王の必要に対して、益々形式化していった部局 (department) が迅速に対応できなかった一方で、ハウスホールドはその柔軟さ故にそれが可能であった。歳入の落ちこみに直面して、上記二王が財政の早急な立て直しのために、王の首席財務官として chamber の財務官を頼りとしたのもその一例である。⁽⁹⁾

テューダー朝後期のハウスホールドと異なり15世紀のハウスホールドは、政治のかなりの部分に依然として深く関わっていた。例えば、ハウスホールドの財務局 (the treasurer of the household, 以前の国王納戸部長 the keeper of the wardrobe) は、エリザベス 1 世期には殆どその存在理由を失っていたと言って過言ではないが、15世紀においてはその活動は依然活発で、国家行政組織の一部局として機能していた。即ち、宮内庁的機能と国家機能は、明確に区別されていたとは言えないのである。真の国家行政組織形成のためには、この二機能の間にはっきりとした線が引かれるべきであるが、15世紀にはかつてない程にこの二つが混同されたのである。このような中世的混乱をエルトンはアナーキーと呼ぶが、そのような状況は財政のほか、国璽 (great seal)、王璽 (privy seal)、御璽 (signet) といった統治機構の中枢に関わる事柄にまで及ぶと考えられる。⁽¹⁰⁾ このような中世政治に対するエルトンの消極的意見が、ハリスやウィリアムズだけでなく1980年代に入ってスターキー等の攻撃の対象となる。

エルトン説は本来行政革命に関する説であるが、それと同時にイングランド宗教改革の持つ意味の大きさを、エルトンが正しく理解していたことを忘れてはならない。(ここで言う宗教改革とは教義の問題ではなく、国

家の政策としての宗教政策の問題であることは言うまでもない。)【1533年の上告禁止法 (the Act of Appeals) は、その解釈において今回のテューダー論争で大きな論点の一つとなるのであるが、ローマ教皇をはじめとする外国のイングランド国政に対する干渉を排除し、イングランドを主権国家として確立させたことを考えると、英国近代史においても画期的出来事であった。エルトンは、宗教改革の政治的意義を正当に評価しただけではなく、それと時期を同じくする行政改革の革命性にも目を向ける。この行政改革は基本的には、ヘンリー7世期に再び力を得たハウスホールド的な政治形態から、より専門的、官僚的国家統治形態への変遷であった。具体的には、1530年から1542年にかけてテューダー財政は、国王の私的財務部門である chamber (国王私室。財務部のハウスホールド内の部局との見方もある。)が衰退し、王室増加収入裁判所 (the Court of Augmentations) 等の各種国家財務部局が創設されるにいたり、財政面における国家レベルでの組織化が進むこととなる。⁽¹¹⁾ 御璽によってその役割が多少後退したとはいえ、行政の中心的地位を占めてきた王璽は、秘書長官職にその地位を明渡し、非公式な国务会議 (Council) は、その核となる出席者を擁して公式の政府機構としての枢密院 (Privy Council) へと変化を遂げていった。ハウスホールドも、国王個人に関する事柄に責任を持つ、宮内庁的な国家の一部局となった。⁽¹²⁾

このように、秘書長官と枢密院が、ハウスホールドの枠から出て国家官僚部局の一員として機能するようになるのが1530年代であり、その推進者として、今まで殆ど重視されてこなかったクロムウェルにエルトンは注目したのである。確かに、1530年以前に変化の兆が全くなかったかと言うとそうではないし、すべての仕事が1530年代の10年間に成し遂げられたわけでもないが、この変化の迅速さと大きさ、一つの原則を中央の政治のあらゆる部局に注意深く適用していったこと等を考えると、このような変化を行政革命と呼ぶことも正当化されうるとエルトンは考える。そして、この

行政改革を抜きにしては、あの偉大な家父長的国家であるエリザベス1世の治世も、全く違った展開を示したことであろう。1530年代の官僚は革命家であり創始者であったが、彼等の残した業績をエリザベス期の統治者達は採用し、発展させ、そして時には多少変更を加えていったのである。筆者自身も、エリザベス1世期の当初、国内外の様々な圧力や妨害にもかかわらずあれ程早い時期に統治体制が整った裏側には、女王自身の才覚もあるが、ウィリアム・セシル (William Cecil, 後のバーリー卿) を頂点とする枢密院指導下での国家官僚体制が、早く機能し始めた事実があることも見逃してはならないと考える。少なくとも1640年頃までは、1530年代の変革を基礎に枢密院の下で国家官僚制を通しての統治が行われ、変更は細かな極僅かな点にとどまった。そして、エルトンの行政革命説がこれ程大きな反響を呼んだ背景には、イギリス近代国家成立の時期という大命題とも関わりがあるからである。

このようなエルトン説に対する批判は、まずウィリアムズの短い序論によって口火が切られた。⁽¹³⁾ これまでテューダー史に関しては、A. F. ポラードの言説が正統とみなされ、テューダー期とはそもそも中世の様々な制約から人々が解放され国家主権が確立された時代であり、しかもこの変遷は徐々にもたらされたと信じられてきた。ポラードは元来「革命」などと言う言葉は好まず、中世イングランドから近代国家成立までの過程を進化論的言葉を用いて表現する。特に枢密院の誕生などは長い進化のプロセスの結果であり、またヘンリー8世期の宗教改革も必然的出来事であったと解釈したポラード説は、その両方とも一人のテューダー人、トーマス・クロムウェルの創造であるとするエルトン説とは対照的である。[エルトンが歴史の必然性 (inevitability) とか、歴史上の出来事の背後に潜む歴史を動かす原動力の存在を想起させるような、言わば発展的 (evolutionary) 言説に批判的であることは既に述べた。]

ウィリアムズによると、エルトンの主な関心事は政府であり、国家の発

展をエルトン自身は、経済的、社会的あるいは教義的变化からは独立した、自律的プロセスと見なしている。イギリス国制史の権威としてのエルトンには、確かに国家の政治・政策重視の傾向は見られるが、エルトンの関心事が、それ程狭小な範囲に限られているとは思われない。特定の社会史的、経済史的解釈についてエルトンは厳しい批判を繰返すが、テューダー期の経済及び社会全般に関する洞察も抜きん出ている。キリスト教教義についても、常に専門家ではないと断わりながらも（エルトン自身所謂キリスト教信仰を持っていないという事実が、このような遠慮深い言葉となって出てくると思われる。）、宗教改革期の様々な教義問題に関して、自説をしばしば筆者に展開したものであった。教義問題が大きく関わる博士論文を、ケンブリッジにおいていくつか指導した事実も、エルトンのこの分野での実力を評価する意味で見逃してはならない。前述の栗山論文では、主にエルトン説を採用しながらも、ウィリアムズのエルトン批判の一部を採り入れて、国制史・行政史を社会的に位置づけることの意義を認め、より広い領域で国制史・行政史をとらえることで、より深い理解が得られるはずであると結んでいる。しかし、行政機構（the machinery of government administration）の問題、即ち国制史プロパーを究めることなくして各種テーマの社会的背景を論じようとする、エルトンが最も恐れたたちの悪い社会史的アプローチに陥ることにもなりかねず、いずれはそれら広い領域にまで言及することは可能であるとしても、まず行政史プロパーの研究を進めることが肝要かと思われる。歴史家が、社会、経済及び政治の変化の問題に関わる前に政治行政機構を完全に理解しなければならないことは、エルトンの種々の論文によって説得力豊かに語られてきた⁽¹⁴⁾。最近の我国のように、社会史が特に注目を浴びている状況下では、多少理解に苦しむアプローチかも知れないが、エルトンにとってこの順序は絶対である。

さて、ウィリアムズは更に、1530年代の重要性を主張するエルトン説の核心は、ローマとの断絶にあるのではなく、その時代に制定法を至上とす

る国家主権が確立されたことにあると理解する。しかもその国家主権の形態は、専制的統治ではなく、法や議会によって制約を受ける君主という概念を基礎にした *king-in-parliament* による主権であるとする。このような考え方はポラード説とも共通するが、エルトンの所謂テューダー革命理論は、16世紀についての全くオリジナルな見解であり、ウィリアムズも *a new orthodoxy* という評価を下している。

ウィリアムズは、エルトン説の弱点がその主権概念にあるとしたが、ハリスの第1批判も、エルトンの革命論中の国家主権概念成立過程が、十分な論拠に基づいていないと主張する。近代国家の特質は、国家が外国からの干渉を受けない独立の一つの単位として存在し、また自然法や神法への従属から自由な制定法の存在を前提とすること、そしてこのような考え方はヘンリー8世の宗教改革立法に見出すことができることなどを、エルトンの主張として紹介したあと、この主権国家の法的概念は、アリストテレス主義者であるパドヴァのマルシリウス (*Marsiglio of Padua*) の『平和の擁護者』(*Defensor Pacis*) に基づいており、クロムウエルがこの書を読み、ヘンリー8世の統治を正当化するために翻訳を命じたというエルトン説に疑問を投げかけている。⁽¹⁵⁾

1530年代の革命という説を具体的に批判する上でハリスは、この年代以前に、政治理論及びその実践がどのような展開を遂げたかに言及する。それによってハリスは、中世とテューダー期の連続性を示唆し、1530年代の特異性を否定しようとしたのである。まずハリスが問題としたのは、エルトンが上告禁止法中の *empire (imperium)* という言葉に、新しい意味合いが付加されていると主張したことに対してである。⁽¹⁶⁾ この言葉は中世以来使用され、俗界において (*in temporalibus*) 君主が主権を所持していることを意味し、またそれは、王として必要な属性であった。中世以来この言葉は、教会における教皇の首位権の否定や、教会が霊的事柄に関しても完全に服従する意味では用いられてこなかったと、ハリスは考える。エルトン

は、*empire* の権威を霊的領域 (*spiritualia*, 教会関連事項) の支配権 (*jurisdiction*) にまで及ぶと考え、上告禁止法は正にそのような新しい考えを内包しているとするが、R. Koebner を引用したハリスは、*spiritualia* に対する国王の支配権は 1534 年の首長令に至って初めて基礎づけられたとし、*empire* は国家主権の新しい理論などではなく、王としての属性を示すものだと主張する。⁽¹⁷⁾

これに対しエルトンは、ハリスが上告禁止法の言葉を中世の伝統の継承として理解していることを批判し、*empire* は明白に領域 (*realm*) を意味し、王の属性などという概念ではないと反論する。⁽¹⁸⁾ そしてそのような使用例は、上告禁止法だけでなく、最終的には削除されたが「国王への嘆願」(*the Supplication against the Ordinaries*) の初期の草案の中にも見出される。⁽¹⁹⁾ ハリスが引用したケブナー論文に掲載されている諸例は、宗教改革のコンテキストで適切に読めば国王に霊的 首位 権をも与えており、従来の *imperial crown* の概念に新しい権威を与えていると理解されうるとしたあとで、エルトンは、ハリスが「教会の最高首長」という新しい称号が 1534 年の首長令によってこれまでの国王の称号に付加されたと考えるのであれば、それ以前の上告禁止法の中に既に、教会関連事項における首位権とイングランドという *imperium* の俗界の諸事項に関する首位権という、二重の権威が表現されていることに気付くべきであったと主張する。この法の前文には、国王が、自らの領域で争われるすべての紛争を、外部の権威の干渉を受けることなく解決する十分な力を所持していること、またこの国王としての務めを遂行するために法文中に *church courts* と *temporal courts* の二種類の裁判が規定され、そして法の執行のために、この二つが一緒になって協力していく (*both their auctorities and jurisdictions do conjoyne together in the due administracion of Justice the one to helpe the other*) システムになっていること等が明記されている。⁽²⁰⁾ エルトンの主張は、前文から明らかに読みとれるように、もし国王が国内で起されるす

すべての訴えに対して、それら进行处理し法を執行するための全権を与えられており、そして実際それぞれ活動範囲の違った二つの法廷によって法が執行されるのであれば、これらの法廷は王権からの権威の委任のみによって、自らの権力⁽²¹⁾を行使することができるというものである。

ヘンリー 8 世の宗教改革は中世王権の所産であるとするハリスにとっては、このようにエルトンが主張する事柄の中には、何ら重要な革新性は見られないのである。エルトンの疑問は、もし宗教改革がせいぜい中世王権の所産を改めて主張する程度のものであり、1530 年以前に教皇がイングランドにおいて実際に権力を持っていなかったとするのであれば、宗教改革そのものがどうして起されねばならなかったのかというものである。ハリスは、教会法 (canon law) は独立且つ至高のものであるが、イングランドの制定法 (statute law) とかち合う場合には、*praemunire* の場合のように後者が前者を抑制すると考える。14 世紀及び 15 世紀は、正にこのように教会法が制約を受けた時代であった。このように教会法が国家の制定法と衝突した場合や、大主教区会議 (convocation) の決議が王の特権 (*prerogative*) に抵触したり王の行政権に挑戦したりした場合には、教会の自治権は制限されたと言われている。即ち教皇側の主張は *plenitudo potestatis* (fulness of power. ローマ教会は、キリストが初代教会をペテロと彼の後継者に委ねて以来、すべての国家、王国の上に立つ権限が自らに与えられていると主張する。) に基礎を置いており、それに対する王権側の防御は、国王の *prerogative* の下で行われた。そして、この「二つの無制限な特権」 (two unlimited prerogatives) は、どちらの側も譲歩することなく争われたのである。このようにハリスは、中世における王権の教皇権に対する優位性とまでは言わないものの、対等性を主張することにより、結果として宗教改革の必然性を過少評価することとなり、またエルトン説の一つの柱である主権国家の確立という主張を骨抜きにしようとしたのである。エルトンは、*plenitudo potestatis* に関しては教皇の権威は無制限であったが、

国王の権限は俗界の範囲 (temporalia) に限定され、決して無制限ではなかったと理解し、王権と教皇権を指して「二つの無制限な特権」と言うのは、正確な表現ではないと断定する。その証拠に、カンタベリーの大主教区会議は、1532年までは非常に活発な「立法者」であったのが、それ以後国王と議会によって抑圧され、そのような働きをぴたりと止めたという経緯がある。⁽²²⁾ 正に1530年代の革命的出来事であった。

ところで、テューダー革命論争とは直接の関係はないが、エルトンは、新しい官僚の台頭や財務組織の広範囲にわたる改革に見られる国家官僚化は、程度の差こそあれ、フランスやスペインにも見られるある意味でヨーロッパ的現象であったと見なす。イングランドでは、国务会議 (council) 内の少数のメンバーにより、1534年から1540年の間に枢密院が新しく組織されたように、フランスにおいてもフランシス 1 世は、conseil d'état 中の核になる少数のメンバーに頼るようになり、神聖ローマ皇帝のカール 5 世も古いハウスホルド的国务会議を改組し、官僚的組織を導入することとなった。また、カール 5 世の帝国もフランスも、専門的行政官を置き組織の官僚化と専門化を進めていったことは、イングランドの1530年代を彷彿させる。⁽²³⁾

エルトンは更に、テューダー革命によって国家主権が創設されただけでなく、近代国家の礎としての制定法の至上性も認められるに至ったと主張する。つまり、議会における国王 (king in parliament) の主権、換言すれば、立憲的、制限的君主制の確立である。テューダー革命により、確かに国王は教会を支配する権威をはじめとして大きな権力を与えられたが、その政体は、専制的発想である「国王の主権」ではなく、「議会における王の主権」であった。1530年代に創設された政治的主権は、議会主権であることを、例えば宗教改革諸法は明示したのである。⁽²⁴⁾

次に制定法の至上性の問題であるが、ハリスは、エルトンが中世においては制定法は純粹に宣言的性格を持っており、中世議会は法を作るという

よりは、単に法を宣言してきただけであると断定したことを批判する。それ故、制定法の至上性及び全能性が本当の意味で確立されたのは、テューダー革命期に至ってからであるとのエルトンの結論に対して、ハリスは猛烈な反論を加える。またエルトンが、制定法の至上制は、制定法が自然法や神法のような他の諸法形態の制約から解放された時に実証されたとしたことも、ハリスには不満であった。制定法が自然法に抵触した場合、その制定法は無効であるとの考え方は、Sir John Fortescue や Christopher St German の考えの中にも見られるが、このような制約は全く理論的なもので、議会がそのような法を制定するとはだれも予想しなかったし、実際自然法の概念は実に正確さを欠く概念であったとハリスは考える⁽²⁵⁾。即ち、16世紀と同じように15世紀においても、自然法は制定法を制約することに関しては効果がなく（両世紀ともに、自然法の至上性は認められるが）、15世紀に制定法が、自然法に抵触するとして無効となった形跡は一つも見出せない。ハリスは、自然法が頑として君臨し議会制定法を制約するという中世的情景を受け入れず、そのような中世法理解を基礎とした制定法の至上性に関するエルトンのテューダー革命説には何の新味もなく、既に中世に行われていたことが顕在化しただけであるとの理解を示す。

そもそもフォーテスキューの理論に関しては二つの相反する考え方があり、C. Plummer はフォーテスキューが議会主権を主張したと考えるのに対し、C. H. McIlwain 等は、19世紀流の法解釈を中世に適用することを是認せず、フォーテスキューをはじめとする中世の人々にとっては国王からも議会からも独立した不変の基本法が存在し、議会も何人であろうと法を作ることはできず、彼等にできることは、単にそのような法を発見し宣言することだけであるという立場をとる⁽²⁶⁾。エルトンの議論が、このマクィルウェインの考え方に基づいていることは明白である。言い換えれば、プラマー説は、フォーテスキューがイングランド王は自分と同格の議会による制約を受けていると考えていたとするのに対し、マクィルウェイン等の意見

では、フォーテスキューの考える国王は確かに制約を受けていたが、その制約は議会によってではなく法によってであるとなる。表面上、フォーテスキューが、議会の権限は人の力では変えることのできない優越な法による制約を受けており、議会制定法は自然法を侵害してはならないと考えていたことに間違いはない。しかしフォーテスキューの論理では、議会が自然法を犯して法を作る可能性はまず考えられないし、議会においてはある種の法しか制定できないとして、議会の立法活動に制限を加えるような発言も彼には見られない。⁽²⁷⁾ ヒントンはこのような点から、プラマーのフォーテスキュー論である議会主権の考え方もある意味で尤もだとし、フォーテスキューの思想の中に、イングランドは国王と議員によって、議会で制定された法に基づいて治められるべきであるとの考え方が見られると示唆する。正に *king in parliament* の見地は、既に中世において確立されていたと言わんばかりである。この点は *Yelverton* や *St German* についても言えることであるが、フォーテスキューにはイングランド議会が理性に反して法を制定することは考えられず、作られた法は自動的に自然法と和合する⁽²⁸⁾という強い信仰がある。

ハリスがこのようなヒントンの主張を十分に採り入れ、エルトン説批判の一つの根拠としていることは明らかである。これに対しエルトンは、第1論文の中でハリスの批判点を一部受け入れ、中世議会は単に法を宣言しているだけで制定しているのではないとのマクィルウェインの見解には、既に同意しないと明言する。しかしエルトンは、1530年代に制定法の至上性が確立されたとの自説は、その後も譲らず主張し続ける。クロムウェルの行動を見ていると、必ずしも議会を使う必要のない場合でも議会の権威に訴えている形跡が見られることなどは、その根拠の一つである。例えば、王室増加収入裁判所の設立も (*An Act establishing the Court of Augmentations. 27 Henry VIII c. 27*) 制定法による必要はなく、法文を見ると、最初政府は行政命令によって施行しようと考えていたようである。こ

の王室増加収入裁判所設立法の事例よりもっと驚くべきは、1536年2月の小修道院解散令(27 Henry VIII c. 28)である。(これら修道院からの押収財産は、新しく設けられた王室増加収入裁判所に収められることとなる。)教皇から司法権を取り戻したヘンリー8世が、小修道院解散を実施するのに、なぜ英国国教会の首長としての権威を用いず議会の決議というかたちをとったのかを考えると、この時期における議会主権の高まりを感じさせる⁽²⁹⁾。エルトンは、中世政治事情に関するハリス等の批判に耳を傾け、既に15世紀に議会が法の制定に関しかなりの力を持っていたことを認めるが、本当の意味で議会が全能の立法機関として出現する決定的変化が起きたのは、1530年代であるとの姿勢を崩さない。クロムウェルは、何もない状態から近代的議会制度を作り上げたのでは決してないし、中世議会をグラッドストーン流の庶民院に変えたのでもないが(エルトンがそのような見解を持っていると誤解している批判者に対し、エルトンはそう明言し疑惑を晴らそうとする。)、他のヨーロッパ諸国の君主が、とにかく代議制議会という対抗勢力に神経をとがらせている折に、イングランドでは立憲(議会制的)君主制へ向けての決断が下されたことは、クロムウェル一人の業績ではないにしても、彼以外にそれに貢献した人物は考えにくい⁽³⁰⁾。

次に、行政改革についても、中世的ハウスホールドによる政治から1530年代に近代的官僚制に置き換えられたと見るエルトン説を、ハリスは執拗に攻撃するが、これに対しエルトンは、中世政治がすべてハウスホールドにて展開されたと主張したことはないと反論する。ハリスは、中世後期に既に官僚的国家機関が存在したことを論証することで、エルトン説を骨抜きにできると考えたようであるが、エルトン行政革命論の本質は、政治機構がその責務を果たすために国王とそのハウスホールドの存在に頼り、宮廷の外に存在する国家機関の働きと重複して仕事を行った場合、これを「中世的」政治と言うのであって、国家機関の存在を完全に無視したわけではない⁽³¹⁾。エルトン自身認めるように、15世紀以後の中世的慣習の存続

(persistence of medievalism) が、1530 年代に生じた事柄の明確な理解を困難にしたと言ってよい。ハリスには、エルトン説が若干複雑な議論によって成り立っていることを無視し、二者択一の選択をせまる傾向があるが、クロムウェルの役割についても同じ事が言える。エルトンはクロムウェルを the bureaucratic reformer と表現して、reformer の中に含まれる個人的、変革的要素と、bureaucratic の中にイメージされる総体的 routine の要素を兼ね備えた存在として描いたのであるが、ハリスは、個人的力によって政治を統制しようとしたクロムウェルは、官僚制の創造者とはなりえないと結論づける。私見ではあるが、ハリスの議論のやや単調な図式が、彼の第 1 批判論文には目出つののである。

財政政策に関してのハリスの批判は、エルトンが中世の財務府の機能を誤解しているために、財務府の欠陥を強調しすぎる傾向がある点に集中する。1324年から翌年に至る布告によって、国王納戸部(the wardrobe of the household) の財務府への従属が決定的となり、国家財政上の独立した財務組織としての役割に終止符が打たれることとなる。14世紀にはワードローブもチェインバー（国王私室）も、国家財政部局としては真に機能せず、戦時におけるこれら部局の拡張は、国王の必要によるものであった。ハリスはこのように、どの時代にあっても財務府は財政部門の最高機関として留まり、ハウスホールドが中心となった財務制度からの一時的後退などでは決してなく、財務府の発達は、益々複雑化する政府機構が当然行きつくところであったと解釈する。それ故、エドワード 4 世やヘンリー 7 世の政治は、エルトンの考えるように、最も効率の良い中世政治形態の回復でも、また中世政治はハウスホールドによって行われるのが通常であった証明でもなく、単により原始的政治形態への後退であった。確かに中世の財務府にも欠陥はあったが、例えば15世紀においては、それらは官僚組織上の失敗 (failure in administration) というよりは政治・政策上の失敗 (failure in policy and government) であったと言える。

ハリスはここで、明らかに前述のワーナムによる *government* と *administration* の区別を持ち出しており、債務超過に陥った原因は、財政が財務府のコントロールの外に属し、フランスでの防衛戦争の失敗と、国内では王室の過度の気まえ良さによってもたらされたとして、中世財務府の健全性を強調し、テューダー革命を待つまでもなく中世期の財務府は十分に機能していたと主張する。⁽³²⁾ これに対しエルトンは、中世財務府の能力の低下は事実であり、その会計の仕方や国家収入の徴集方法を見ると、財務府の失態（エルトンは *failure in administration* と理解する。）と考えざるをえないとの見解を示す。⁽³³⁾ 次に、エルトンが王室増加収入裁判所を、新しい政治の原理として持ち上げていることについて、増収裁判所のような *court* を通じての統治は実に中世的であるとして、ハリスはここにも中世の痕跡を見ようとする。そして、正にクロムウェルこそ個人的統治に傾斜し、1530年代の彼の統治は非官僚的でありハウスホールド制度の強化であったと主張するハリスは、王室増加収入裁判所の設立は、実は既にクロムウェルの時代にハウスホールドのシステムから逆の方向へ状況が進展し始めていたものであり、クロムウェル失脚後財務府の至上性が復活したことで、その進展が頂点に達したと考える。その意味で、ハリスも前記のワーナム同様に、クロムウェルをヘンリー7世流のハウスホールド統治の主唱者と位置づけ、クロムウェル失脚後テューダー政治は、この一時的脱線から中世の良き伝統へ回帰したと理解するのである。

行政改革のもう一つの問題が秘書局であるが、エルトンがテューダー革命の一つの核として、中世の大法官 (*chancellor*) の権威に変わる秘書長官 (*secretary of state*, *principal secretary* とも言われる。) の誕生に着目したのに対し、⁽³⁴⁾ ハリスは、1530年代の革新性を再度否定するために、秘書局の問題は財政政策程明確ではないと断わりながらも、中世の安定期——テューダー初期の実験——クロムウェル後の再建期という図式を崩さない。中世ハウスホールド対近代的官僚制度の対立の図式ではなく（ハリスは、

エルトンがこの図式に従って自説を展開しているように言っているが、これはエルトン説をあまりにも単純化したもので、エルトン自身も第1論文における反論で、この誤解を解こうとしている。)、対比されるべきは、王室と国务会議のどちらにとっても、自己の権力を誇示するチャンネルとなった国家の役人を中核とした統合的システムか、それとも国务会議が全く影響力を及ぼすことができず、公式の官僚的ルーチンによっては全く制約を受けない、国王又は一人の秘書長官による個人的統治かのどちらかという問題である。そしてハリスは、中世後期及びテューダー後期のシステムは前者のタイプに属し、ヨーク期とテューダー初期の行政は後者に近く、1530年代は正にこの二つの行政システムの緊張点であったと考える。⁽³⁵⁾

行政改革上もう一つ忘れてならないのが、前述した印璽の保管に関する解釈である。エルトン説は既に見たように、15世紀に大法官府が保管する国璽から分出した王璽は、国务会議の権威を体現したが、その後その権威も御璽 (signet) の分出によって弱体化し、印璽分化は最終段階としての御璽において固定化し、その保管者である秘書長官の権威の裏付けともなっていたというものである。⁽³⁶⁾ ハリスは、国王の権威を代表する御璽と国务会議の権威を体現した王璽とを、対峙させるのは間違っていると考える。つまり、御璽は確かに国务会議の自由にはならなかったが、国王も御璽を使って自己の支出を正当化することはできず、他方、国王自身も国务会議と同じぐらい王璽を使ったり、時には国王と国务会議が連帯して使用することもあった。ハリスの見解では、王璽こそ中世の行政において中心的認証印璽であったのである。エドワード4世及びヘンリー7世期に、御璽はその機能を大いに増強されるのであるが、それは王璽の衰退を意味し、その衰退傾向は、ウルジーとクロムウェルの個人的統治の下で更に加速された。これを、中世の官僚制度からの逸脱であると考えたハリスは、中世後期に既に出来上がっていた王璽を認証印璽の中心とした行政制度こそ、官僚化の安定したシステムと解し、ここでも中世的伝統の優秀さを強調し、

行政革命の必要性に疑問を呈するのである。⁽³⁷⁾

エルトンはまた、1534年から1536年の間に枢密院が形成され、国王の気まぐれに左右されがちな非公式で流動的なハウスホールド的な国务会議から、固定化され官僚化された組織である枢密院に変化していったと主張するが、ハリスは、エルトンが枢密院を近代的組織と呼ぶ基準は既にテューダー革命以前にも見られるものがあり、国务会議は、15世紀には非公式で未組織な単なる個人の集合体ではなくなったと反論している。⁽³⁸⁾

ウィリアムズのエルトン批判は、エルトン自身も把握しているように、ハリスの批判程厳しいものではなく、テューダー期にかなり劇的な事が起った点に関しては、エルトンと同意見である。エルトンは、このハリスとウィリアムズの間の一一致故に、彼等の批判論文に対する反論が、難しいものとなっているとさえ言っている。しかし、ウィリアムズの批判にも、ハリスによる批判との共通点はかなり存在する。まず、エルトン説の最大の弱点が彼の主権の概念にあると見るウィリアムズは、ハリス同様、15世紀のイングランドは主権国家の様相をかなりの程度まで呈していたと考える。しかしハリスに比べウィリアムズは、その主権概念の完全な実現に向けて16世紀はより近付いたと、16世紀の変化を積極的に評価する。他方、テューダー財政に関するエルトンの説に対しては、ウィリアムズもかなり手厳しい。未組織な初期テューダー財政と、クロムウェルにより導入され1554年の財務府の改革で完成した、明確な国家機構としての財政組織を対比させたエルトンに対し、ウィリアムズはハリスに同意し、クロムウェルの統治は個人的であり、決して官僚制度が確立されたわけではないとし、特にエルトンが、改革の一つの象徴として、王室増加収入裁判所の設立を挙げていることには、この部局が必ずしも新しいものではないと断定する。また、行政組織がどれ程クロムウェルに頼っていたかは、彼の失脚後王室増収裁判所も後見裁判所も急速に衰え、政府は財政危機に直面し、ポーレット (William Paulet. 1550年よりウィンチェスター侯 marquess of Win-

chester) の下で財務府の至上性が回復されてはじめて、この状況に解決が与えられたことからわかると考えるウィリアムズは、クロムウェルが、決して官僚的に整備された財務府の父ではなく、又、1554年の財務府の改革は、クロムウェルの革命のクライマックスでもないことを、明らかにしようとしたのである。

ウィリアムズは、エルトンやハリスと比べてより長い時間を考慮に入れ、本当の財政改革が成ったのは1660年以降であり、それまでの改革は、ヘンリー7世であれクロムウェルであれ、この1660年の改革に寄与する段階的改革の一部であったと見る。エルトンの1530年代単一革命説 (single revolution) に異議を唱え、クロムウェルの改革を連続して押し進めなかったとしてエルトンの批判を浴びたウィンチェスター侯をさえ、その業績を認めて評価し (15世紀の欠陥を是正し財務府を復活させたことを評価)、中世財務府が行っていた活動は、1554年の改革以降より効率的に施行されるようになったと結論づける。⁽³⁹⁾ ウィリアムズは確かにエルトンの単一革命説には異論を唱えたが、クロムウェルの改革も非常に重要な改革の一つであったと位置付け、その意味では、クロムウェルの改革を中世的伝統からの逸脱と見がちなハリス以上に、連続性を強調する。また改革を1530年代に限定せず、1554年あるいは1660年の財政改革も視野に入れ、段階的に広く解釈する点では、リチャードソンの時代の見方に類似するかも知れない。⁽⁴⁰⁾ ウィリアムズの歴史の連続性に対する信仰を最も良く表わしているのが、彼の次のような言葉である。‘Only after 1558 did the privy council proper emerge; as Dr. Elton says, “Cecil took up where Cromwell left off”. But could not the same be said of Cromwell in his turn—that he took up where the councillors of 1509–12 left off? Indeed one can push the process even further back.’⁽⁴¹⁾

テューダー期にも依然として、中世の伝統を引きずっている例の一つとしてウィリアムズが挙げるのが、所謂各種裁判所 (law-courts) である。例

えば、増加収入裁判所、初年度収入税・十分の一税裁判所等の16世紀設立の財政裁判所は、ある程度までは law-court であり、事実これらは裁判所 court と呼ばれてきた。中世の政府に対する概念、即ちまずは裁きを行う所という考え方が、ある程度維持されているのであろうが、そのように呼ばれている間は、行政機関と司法機関の間の完全な分離は存在していないと考えられる。エルトンは、このような財政裁判所を斬新な改革の一つの現れであるとするが、行政的要素と司法的要素の完全な分離が官僚制国家の基本だとすると、このような官僚制への発展は1660年までは見られず、クロムウェル期の財政改革も、近代国家成立の要件を満たしていないというのがウィリアムズの考えである。⁽⁴²⁾

ウィリアムズはこのように、クロムウェル失脚後エリザベス I 世までの時代の国家的危機の時代に国家が存続した理由として、クロムウェルの働きの遺産を認めつつも、中世制度の頑強さをも挙げ、更には社会的要因までも引き出して、官僚的（国制的）形態よりは政治的・社会的状況が大きな要因だったと結論付ける。⁽⁴³⁾ このかなり八方美人的解釈に対して、ケンブリッジ大学図書館所蔵の *Past and Present* 誌のウィリアムズ論文の最後に、一人の読者によって the good old compromise と手書きの評が記されているが、実に的をえた評との感は否めない。ハリスとの不一致をエルトンによって指摘されたウィリアムズは、その後第2批判論文においては、エルトン批判をより鮮明に表現しようとする。クロムウェル失脚後、官僚制の原則の下に、クロムウェルによって訓練された人物達によって政府部局は組織的に再編されたとのエルトン説に対し、ウィリアムズは、どういふ点でメアリー後の財務政策がこの再編に基づいているのか、またクロムウェルが、1540年代の枢密院創設に重大な役割を果たしたと考える根拠は何かといった疑問を呈する。⁽⁴⁴⁾ エルトンは第2論文において、ハリス及びウィリアムズの批判に、余す所なく答えようとはしていない。一応互いの議論が出尽くしたこともあろう。しかし、この1960年代のテューダー革命論争

は、1970年代にも1980年代にも、また新しい議論を呼び寄せることとなる。

II テューダー革命論争の残したものとその後の展開

ハリスとウィリアムズは、一体エルトンのテューダー革命説の何を批判しようとしたのであろうか。エルトンのケンブリッジ大学近代史欽定講座担任教授退職の折に出された記念論文集で、所謂エルトニアンである Claire Cross, David Loades, J. J. Scarisbrick は、次のように解説する。(エルトニアンは、必ずしもエルトンの歴史理論、解釈を全面的に支持するのではないが、歴史家エルトンの指導を何らかのかたちで受けた研究者達であり、一人一人が程度の差こそあれ、エルトニアンたる自覚を持ち合わせている。)「革命」という語の意味論上の議論は別として、ハリス及びウィリアムズの批判の第1は、1530年代にイングランドの行政機構において何か新しい事が起ったという説に対するもので、クロムウェルが行ったとエルトンが主張する改革のすべてに対し、彼等は中世からの先例を引合いに出して反論している。第2点は、たとえ何か新しいことが中央の政府において行われたとしても、それらはエルトンが考える程重要ではなく、その理由として、実際の権力はまだ貴族の手にあり、王権の見かけの力も大部分は幻想にすぎないからと彼等は考える。

これら二点は歴史史料解釈上の問題であるが、上記3人のエルトニアンは歴史理論の問題にまで立ち入って解釈し、テューダー革命論争の本当の問題点は、史的理解におけるプライオリティーの問題であったと断言する⁽⁴⁵⁾。即ち、エルトンが1970年出版の *Political History* の中で述べている次の言葉は、エルトン史学の基本姿勢を鮮明に描写している。「政治史とは政治の歴史のことであり、政治とは社会における人間の諸活動のことである。だが、あらゆる生活が活動であるとはかぎらない。また、政治はけっして生活の全体を意味しないし、社会における生活の全体をさえ意味するものでもない。……人間性の政治的な面ということでわれわれが解しているの

は、本質的には、社会的組織体の活動的な表現、つまり、社会的組織体の動的な発現のことである。人間が社会的であるかぎり、人間は存在する。人間が政治的な存在であるかぎり、人間は活動する。⁽⁴⁶⁾」また政治史家は、政治的社会の構造や政治的社会の構成員の個人的な生活、人々の経済的関心事等非政治的要素を熟知していなければならないが、そうした非政治的要素自体を研究したり描写したりすることが、政治史の役割ではない。エルトンは、血族関係とか姻戚といった静的な権力構造よりは、実際の政治行動により関心を示す。このような権力構造は、確かに政治的イニシアティブの結果を形作ることもあるが、政治史研究で焦点を合わせるべきなのは、この政治的イニシアティブそのものであるべきである。歴史の本質は、事件の動き (the movement of events) そのものにあって、決してそのコンテキストにあるのではない。⁽⁴⁷⁾このような考え方の基礎になっているのは、エルトンの動的な歴史理解である。そもそもエルトンが cromwell に魅了されていたのも、 cromwell が、正にこのようなエルトンの歴史理解を体現していた存在であったからではないだろうか。最近エルトンは、 cromwell と トーマス・モア を比較して、宗教改革初期における二人の人物像、役割に言及したことがあったが、その中でエルトンは、両者とも断固とした性格の持ち主で諦めることを知らない人物と表現するが、諦めることを知らないと言っても、 cromwell のそれは国家における行動を意味し、モアは自分の目的において諦めないことを意味したとしている。モアの公的生活に対する態度は、静的性格が強かったのに対し、 cromwell の態度は、実にダイナミックであった。⁽⁴⁸⁾

このような事情を考慮に入れると、なぜエルトンが、叙述 (narrative) の重要性を強調したかという理由も理解できる。歴史叙述とは、本来事件のコンテキストの描写ではなく、事件そのものを動的にとらえ描写していくことにあるとすれば、エルトンが、いかに歴史の本質に鋭くせまろうとしていたかがわかるであろう。一般に、文学的歴史と科学的歴史を区別す

る考え方もあるが、エルトンの場合、歴史叙述の必要を説くことで科学的歴史研究に背を向けたかという点、もちろん科学的という語の定義にもよるが、そうではない。もし科学的という語によって、社会科学の実証という概念を持ち込むとすれば、エルトンは、自身の歴史学を科学的歴史学とは見なさないであろう。これは例えば、エルトンとシカゴ大学の William Fogel 等 cliometrician⁽⁴⁹⁾ との論争を見れば容易に理解できる。我国では、欧米の大学のように史学部なる大きな組織は存在せず、文学部の中に史学科や史学コースを設けているのが普通であるが、このことで我国の歴史学が文学的歴史に組織としてコミットしているかどうかはともかく、どちらかと言えば社会科学的アプローチをとる研究者の中には、居心地良い研究環境でない場合も、多々あったと思われる。筆者は以前エルトンに、歴史は人文科学なのか社会科学なのかと、やや野暮な質問をしたことがあったが、それに対するエルトンの解答は、「歴史は歴史である。」という当時の筆者にとっては、少々期待はずれの答えであった。というのも、筆者自身は当時、王朝史等の一種の物語的歴史描写から離れ、社会科学的分析を駆使して歴史の断面を切り刻むことで、史的事実の実態を明らかにすることが、理想であると考えていたからである。しかしエルトンには、もし歴史学が社会科学によって、分析 (analysis) という美名のもとにその領域を侵され続けていったならば、歴史学の復権はおぼつかないという危機感もあったと思われる。(エルトンが、1986年にナイト爵を授与されたことに対し、本人の栄誉とともに、今まで他の分野と比べ日陰の存在たる扱いを受けてきた歴史学全体にとっての栄誉として受け取ったと明言していることも、エルトン自身が、日頃歴史学に対し抱いている思い入れと無関係ではない。)

エルトンの歴史研究は、その意味では、見事なバランス、見方によっては逆説の上に立っている。政治機構の徹底的な分析でもって名を馳せた学者が、叙述史 (narrative history) の強力な主唱者としても登壇してきたの

である。史実を丹念に古文書を中心とした一次史料に基づいて解明してきたエルトンゆえに、彼の物語を語ることについての情熱には説得力がある。分析的研究には全く手を触れないで、「作り話」を書いている歴史家の叙述擁護論とは訳が違ふ。もちろんエルトンの著作の中には、正に叙述史の典型と思われる作品もあるが、比較的分析の要素を多く持った著書もある。しかし後者も、分析的要素を持ちつつも、その中で事件の核心の動きに切り込む描写の鋭さと、読者を飽きさせない物語的展開をも含んでいることを忘れてはならない。単なる事件のコンテキストの、分析的・科学的解釈ではないのである。エルトンは、*England under the Tudors* で叙述史の一例を示したが、1977年には *Reform and Reformation* を出して、同じような叙述のジャンルに戻る事となる。彼は、歴史の研究及び執筆は、そのこと自体が正当化されるとしたが、この言葉にも、他の学問領域との協力是否定しないまでも、歴史は歴史という強い確信とともに、例えば社会学的分析などという力を借りなくとも、歴史叙述はそれ自体で十分成立する⁽⁵⁰⁾という信念が伝わってくるようである。分析に頼って叙述を放棄する者は、本当の歴史理解及び歴史の効用を獲得する可能性を諦めることとなる⁽⁵¹⁾。エルトンは、物語を巧みに語りうる能力は、その他の様々な欠陥さえをも克服してしまうとさえ言明する。E. Gibbon, Thomas Lord Macaulay, G. M. Trevelyan 等が読者を引きつけるのは、彼らが優れた物語を語り、またそれを巧みに語っているからである。他方、エルトン自身も一流の歴史家として尊敬する F. W. Maitland の著書が広く読まれていない理由として、エルトンは、メイトランドがいかなる物語をも語っていない事実を⁽⁵²⁾挙げる。

叙述が、出来事の絶え間ない流れを強調しているとすれば、組織体ないし構造を分析して記述するという、非常に静的な研究方法をとるグループにアナール派がある。もちろんエルトンは、アナール派の業績を全く認めないというのではなく、社会科学から強い影響を受け歴史社会学なる領域

を作り出した、構造や機能についての研究が歴史叙述の唯一の方法であるとするような極端な考えに対して、異議を唱えているのである。⁽⁵³⁾ 構造主義者達は、分析的方法を用いることで、例えば、歴史が時間における出来事を取り扱うということ、また、歴史上のあらゆる事柄は、程度の差こそあれ変化するものであり、且つ連続的に変化するのであるということを忘れかかっているのである。エルトンは、*Past and Present* 誌などは構造分析を崇拝しており、このような学術誌において考察されている社会というのは、殆ど常に、時代や場所に関わりなく存在しうるような社会であるとし、分析的方法は、それを用いる人々に年代記的規律を十分に課しておらず、時代性といった意識を彼等の心の中に起させないとまで断定する。⁽⁵⁴⁾ 歴史とはエルトンにとっては、時代性を持った生き物なのである。

イギリスでは、R. H. Tawney 等が出来事の叙述より構造の分析こそ歴史家の使命であると論じたが、フランスにおいて、出来事の歴史 (*histoire événementielle*。この語は蔑称として用いられた。) を拒否し構造史なるものを綱領の一大項目としたのはアナール派であった。リュシアン・フェーヴルやフェルナン・ブローデルは、我国でも注目を浴びるようになって久しく、特に最近の『地中海』の邦訳以後、一般の読者にも広く読まれているようであるが、一般読者にも知られるようになったとは言え、出来事を追いかける伝統的歴史は表層の歴史、即ちあぶくであり、非常に長い期間にわたって展開する現象の一時的現われであるというアナールの考え方は、いかにも玄人好みの概念である。しかし、ブローデルの『地中海』は、構造史の一番典型的な例とは言えないかも知れない。⁽⁵⁵⁾ ブローデル以後アナール派はより厳格化され、地域史研究における構成は *structure* と *conjoncture* に分割されて、厳密な意味での出来事を含む余地は殆ど無くなったと言ってよい。最近の叙述の復活によって、アナール派に対する風あたりも少しずつ出てきて、特にその方法論に根付く決定論的傾向には批判も強い。また『地中海』に関しては、その特徴の一つである選択された時間の幅 (*time-*

scales) に存在する問題点が指摘されている。即ち、ブローデルの長期・中期・短期の間には、どのような関連があるのであろうか。もちろん一方で、出来事と構造の両極端の中間点の存在を模索する統合の動きも最近見られる。

エルトンの政治史重視の立場と、このようなアナールの「変化」に対する非常に慎重な態度とは好対照をなしている。アナール派のように、所謂 New History を標榜する歴史家集団は、人口統計学や文化人類学のように、あまり変化に左右されない要素 (invariants) を重宝してきたのであったが、当然その帰結は、革命のように短期間で起こる出来事などは表層的として退られる傾向となり、かわって量的データ (quantitative data) のように、表層の現象の底に横たわる「構造」の解明に役立つ「長期にわたる研究」が重要となってくる。⁽⁵⁶⁾これに対しエルトンは、歴史研究の健全さを保つために重要な二つの長所を、政治史は備え持っているとする。第1に、政治史が、統計的抽象や階級といった概念的グループではなく、人々あるいは個人に焦点を合わせている点があげられる。第2に、時間の経過及び変化の事実を、最も意識しているのは政治史である。経済史も変化を扱うが、時間の動きは緩やかであり、社会科学の方法論を積極的に採り入れる社会史にいたっては、歴史の横断面 (cross-section)、あるいは精々それらの連続を操作する程度で、それらの静止画像は、到底歴史の活動劇の動きには及ばない。しかし、時間は静止するものではないし、変化こそ、歴史上人類の最も重要な経験である。⁽⁵⁷⁾

ところでエルトンは、structures が意味していることは、特称 (particular) を説明するためにその文脈を理解するということで、それ自体に何も不可解なことはないとする。即ち、structures が歴史理解の目的ではなく手段となっている間は、何も問題は無いのである。もう一つのアナール派によってよく使用される言葉 conjuncture は、基本的に英語と同義であるが英語ではあまり用いられないのに対し、フランス語では特別な意味を持っており、アナールはこの言葉に神秘的意味合いを加味したとエルトンは見る。

神秘主義者が神との一致を求めるように、アナール派歴史家はクリオ(Clio)との ⁽⁵⁸⁾conjoncture を求める。アナールはこれまで、様々な学問領域、例えば経済学、社会学、文化人類学との交流を密にしてきたが、1980年代には、数量化(quantification)の手法が導入され、それが人口統計史、女性史等を生みだし、これまで社会の上層部だけに焦点が合わされた伝統的な歴史理解から、よりすそ野の広い領域へ関心が移ってきたとエルトンは考える。そして、アナール派のアプローチでは、農民や犯罪者等の底辺層の歴史が特に脚光を浴び、明らかに予想不可能な事柄(即ち各種出来事)が、前もって識別されたパターンに完璧に合致するのである。構造のない出来事は、単なる薄っぺらい歴史かもしれないが、出来事のない構造にいたっては、⁽⁵⁹⁾歴史とは到底言えない。

エルトンのアナール批判は、アナール派とも深い関わりを持つ René Pillorget の論文を読むとその趣旨がより良く理解でき、実際エルトン自身も Pillorget 論文には‘Historians against History’の中で言及している。この論文では、アナールの肯定的側面にこそ、正にその弱点が隠されていると解説されている。⁽⁶⁰⁾アナール派の貢献としてよく取り上げられるのが、歴史の各分野間に存在する壁を打ち破った点である。特に、経済史、社会史を他の歴史分野から隔てている壁を破ったと言われている。しかし、アナールの経済社会に対する関心から、例えばブローデルの著書のEconomie, Société, Civilisations というセクションは、経済が社会構造に決定的影響を与えることを強調していることなどから、薄められてはいるがマルキシズムに変わりはないとの批判は一部で聞かれる。また、もう少しテクニカルな問題としては、フランスにおいてはその後、歴史上のすべての事柄を社会経済的観点から考察しようとする傾向が非常に強くなり、特に政治史や外交史は、これまでの地位を完全に失うことになった。そして、出来事における個人の役割の低下は、当然の結果として、イギリスの歴史家が特に得意とする伝記というジャンルの衰退を招き、同時に行政、政治機構の

歴史も、ジュリストの手に委ねられるようになったのである。⁽⁶¹⁾正に、エルトン史学の屋台骨に関わる問題である。第2に、アナルは、歴史を他の人文科学や社会科学の領域から隔てている壁を破り学際的研究を可能にしたのであるが、そのことは他方で、mass facts や人口統計学などのデータの乱れ飛ぶ歴史の社会学化をもたらすこととなった。その他にも、例えば地理学との結びつきは geohistory なるものを創り出し、環境が人間の諸活動に与える影響を強調し、一種の環境決定論的傾向を帯びることとなった。⁽⁶²⁾第3に、アナルは quantification を発展させたのであったが、このことでアナル派研究者は、伝統的歴史家が現在も行っている程には、古文書館に出向いてマニュスクリプトにあたらなくなった。即ち、数字を含まない史料には、あまり関心を示さなくなったのである。⁽⁶³⁾

数量化を歴史研究に応用し、社会科学理論を公然と使用した cliometrics に関しては、前に少し触れたエルトンとフォーゲルの論争がある。論争と言っても、二人の合意点は意外と多い。エルトン自身は、伝統的歴史学の落とし穴を良く心得ていたし、フォーゲルも、cliometrics の限界をある程度認識していたからである。⁽⁶⁴⁾cliometrician のような科学的歴史家と違い、エルトンは、歴史を特称化して (particularize。即ち、idiographic なものとする。)、決して一般法則を求めようとはしない。即ち、歴史家が学びえる特定事項 (particulars) は数に限りがあり、統計で一般的理論を導くには十分ではない。歴史家が出来事の複合体 (complex of events) に、その基礎をなす力 (underlying force) の存在を見出しても、それを他の複合体を説明するために使用することはできないのである。そもそも数量化は、調査対象の共通項を誇張しがちとなり、その時、それに合致しない証拠は切り捨てられることとなる。⁽⁶⁵⁾

このようにエルトンは、入念な史料調査と本文批評を前提としつつも、歴史のダイナミズム、動的側面をも重視し、実際に自分の手で歴史を叙述していったのである。エルトンは、確かに多くのポレミカルな歴史理論に

関する書を著したが、やはりエルトンをしてエルトンたらしめるのは、彼がテューダー史を語る時である。そこで、1960年代のテューダー革命論争後、どのようにエルトンのテューダー初期に関する叙述が変わっていったのか、その後の新しい論争に焦点をあてて考察したい。

エルトンはその後、1970年には、1530年代の危機やクロムウェルの政治思想について膨大な史料を整え、1971年にオックスフォードで行った Ford lectures 後に *Policy and Police* を刊行、また翌年のベルファーストでの Wiles lectures は、*Reform and Renewal* として世に出ることとなった。これら二書によって、エルトンの初期テューダーに関する視野は、格段に広がったと言って過言ではない。*Policy and Police* は政策や立法といった国制史のプロパーから、それらによって実際に影響を受ける側、即ち、政策決定がなされそれらが施行されていく時に、その施行過程の一番最後に位置する部分を扱っている。これは、エルトン自身が序文でも明らかにしているように、エルトンの研究が政府機構の解明に偏重し、それらが実際にどのように機能したかに関しては、あまり触れられていないとの批判に答えたものである。⁽⁶⁶⁾ 法の執行が中心テーマ故に、当然立法がコミュニティーに及ぼすインパクト、そして人々の態度や文化、社会構造にも言及しなければならず、結果としてこの書は、この時代の研究に新しい側面を加えただけでなく、歴史家エルトンの名声をより確かなものとしたのである。また *Reform and Renewal* においてエルトンは、政治的人間としてのクロムウェルから離れ、社会改革者、知織人としてのクロムウェルに焦点を合わせることとなるが、このことは、あらゆる面で世俗主義者たるエルトンを、イングランド宗教改革の展開に関する議論へ引きずり込むこととなる。⁽⁶⁷⁾

そもそもエルトンは、宗教改革研究においても、一つのアプローチの主張者である。ディケンズが「下からの急速な宗教改革」に目を付け、後期ロラードと初期プロテスタンティズムの結合が、民衆レベルでの急速なプ

ロテスタント勢力の拡大につながったと考えるのに対し、エルトンは、「上からの宗教改革」(official Reformation)を強調し、1530年代にクロムウェルによって進められた改革の一側面として宗教改革があったと考える。確かにディケンズは、カトリック教会の欠陥や新しいプロテスタンティズムの魅力を強調しすぎるきらいがあったし、宗教改革は宗教に関連する事であることを主張することで、宗教以外の要素、例えば政府や政治といったカテゴリーを忘れてしまう傾向もあった。一方エルトンは、ヘンリー8世の（あるいはクロムウェルの）宗教改革に対しては多くの反抗が見られ、クロムウェルが近代的統治機構という武器を用いて、いかにそのような敵対行為を克服していったかを示した。つまり宗教改革とは、単にカトリックとプロテスタントの相克の問題だけではなく、統治側と治められる側との闘争でもあった。国家による執行(enforcement)の問題であるとするのが、エルトンの考え方であるが、これに対しては、エルトンが執行の成功を強調しすぎるとの批判もある。ディケンズが、宗教改革は、プロテスタントのダイナミックな力とは対照的に、カトリック側の状態の劣悪さの故に比較的容易に達成されたと考えたのに対し、非カトリック及び非アングロ・カトリックの歴史家としては、宗教改革を大きな闘争として最初に描いたのはエルトンであった。ディケンズにとって、宗教改革は conversion であったのに対し、おそらくエルトンには coercion と映ったことであろう。⁽⁶⁸⁾

このような相違にもかかわらず、二人の共通項としては、共に出来事の叙述を重視したことが挙げられるが、二人の洞察に触発された研究者の中には、イングランド宗教改革の伝統的解釈、即ちあの Herbert Butterfield によって断罪されたウィッグ史観に基づく解釈をかなぐり捨てる者も現われた。それまでウィッグ史観では、イングランド宗教改革は、イングランドのプロテスタンティズムの起源として描かれてきて、動かしえないプロセス、つまりあらかじめ定められた結論へ困難もなく展開されていくもの

と考えられてきた。中世教会が没落し、メアリー期の後退はあったけれども、1559年の議会決議によって最終的にプロテスタント・イングランドが認められるという図式である。しかし、エルトンが明らかにしているように、イングランドの宗教改革は決して必然的發展としてとらえられるものではなく、様々な闘争や危機、また地域によっても違いがある社会的、地理的、政治的影響の相互作用で、偶然に生み出されたものであった。⁽⁶⁹⁾

エルトンは、1983年にベルファーストでバタフィールドについて講演しているが、そこには逆に、エルトン自身の歴史観がよく表わされている。特にバターフィールドのウィッグ史観批判であるが、エルトンは基本的にバターフィールドの著書 *The Whig Interpretation* の主張の意義を認め、過去は過去として研究されねばならず、歴史家は現在の立場から過去の犯罪を罰する権利も義務も持たないと繰り返す。⁽⁷⁰⁾ ウィッグ的歴史解釈は、現在を絶対化し、「現在のために過去を研究する」(to study the past for the sake of present) 立場をとり、現在の起源を過去の進歩派にのみ求める傾向がある。⁽⁷¹⁾ このようなウィッグ的立場を批判するバターフィールドやエルトンは、「過去は過去として見る」(to look at the past in its own terms) という見解で、歴史解釈としては本質的に相対論的性格を貫いた。

しかし一方でエルトンは、バタフィールドに対してかなり厳しい評価を下している。バタフィールドが批判した政治史及び宗教史におけるウィッグ主義は、実はバタフィールドが批判を行った頃には既に過ぎ去ろうとしている時代の産物で、バタフィールドも著書の中で批判している代表的ウィッグ史家 Lord Acton の亡霊よりは、慎重に選びぬいた史料を駆使して書かれた歴史によって現代に影響を及ぼそうと願望していた R.H. Tawney 等の社会主義史学の存在に、バタフィールドはもっと関心を払うべきだったとエルトンは主張する。マルクス主義についても、バタフィールドのウィッグに対する鉄槌では、ウィッグ主義の精神的子孫たるマルクス史観の目的論的、決定論的誤謬は、すぐには見抜くことができなかったことをエル

トン⁽⁷²⁾は指摘する。しかしエルトンは、*The Whig Interpretation* の最大の弱点は、ウィッグという一グループに、歴史の間違った解釈の責任を負わした点にあったと考える。ウィッグだけが、自己の目的のために歴史を曲げたのではなく、バタフィールドが偏狭にも一つのイデオロギーの中に確認した「不法行為」は、より広い範囲ではびこり、特にエルトンは、バタフィールドが攻撃していたのは17世紀以来歴史家が受け入れてきた法律家の歴史解釈であり、丁度、法律においては出来事の最新の意味が問題となり、新しい見解が以前の見解を廃止するように、その歴史解釈も、過去を過去⁽⁷³⁾としてとらえる歴史家の歴史にはそぐわないものであると指摘する。このようなエルトンの歴史解釈は、新しい歴史解釈を受け入れないというのでは決してない。それはまた次元の違う問題であり、過去を過去として取り扱い、そこに明確な史料の裏付けがある限り、歴史というものは書換えられるというのがエルトンの口癖である。このようなエルトンの考えを端的に示すのが、テューダー革命論争のその後の展開である。そこで最後に、この論文の主たるテーマである革命論争に戻ることにする。

エルトンは、1970年代以降は機会あるごとに、テューダー革命論中のクロムウェルの役割に関し、多少法外な主張をしたことを率直に認め謝罪しているが、同時に、テューダー革命の本質については、またクロムウェルがイングランドの国家体系の事実上すべての面において、大きなしかも永続する改革を手掛け部分的に完成させたことについては、自説を全く変更⁽⁷⁴⁾していない。エルトンは、テューダー革命説を最初に唱えた時、テューダー革命に至る前史や、クロムウェルが参考にした他の人々の考え（特にSt German）に十分配慮しなかったことを告白している。そして、このような点を考慮して、より控えめに書かれたのが *Reform and Reformation* であった。このようなエルトンに対し、1980年代に入り歯に衣着せない批判を展開したのは前述したD. スターキーであったが、スターキーはエルトン批判を展開する上で、エルトニアンをも批判者の輪に組み込もうとす

るが、その企ては成功したとはいいがたい。このことは、既に触れたように、エルトン自身がスターキー編集の *Revolution Reassessed* の寄稿者の中で、スターキーだけを他の著者から切り離して扱っていることから明らかである。⁽⁷⁵⁾ それ程スターキーの毒舌と、他の論者の論調には差異が存在するのである。

スターキーはまず、15世紀後半が純粹に改革の時代であったと主張し、急激な改革の動きを、テューダー期ではなく最初のヨーク家による支配の時期に見出そうとする。そして、その時代の改革プログラムでは、フォーテスキューのような政治理論家が引用されていることを示唆する。具体的には、ランカスター王家があまりにも気前よく分け与えてきた土地及びそこからの収益を回収することで、王の財政的基盤を回復しようとする改革プログラムが挙げられる。スターキーのこの議論は、B. P. Wolffe の研究をもとにして展開されているが、果して Wolffe が主張し、スターキーが支持するように、この頃の議会で立法化された法令 (Acts of resumption)⁽⁷⁶⁾ が、徹底した経費節減そして改革をもたらしたかという点に甚だ疑問である。果してこの法令が、紛れもなく改革的価値を備えていたかどうかは断定できない。そして、この改革案が、政治機構を動かしたフォーテスキューのような、所謂 gentlemen-bureaucrats に由来するものであるというのも、事実とは異なるとエルトンは考える。そもそも国王の資力 (solvency) を回復しようとする試みを、「政治機構の根本的改革」と呼ぶこと自体正当化されるべきことではない。確かに、15世紀に君主政体がイングランドにおいて衰退したのは、主に財政上の問題からであり、フォーテスキューも、国王がこの財政上の困難を克服しなければならないことを知っており、経費節減 (retrenchment) 及び特権・資産の再賦与 (re-endowment) を提言したのであった。フォーテスキュー著の *The Governance of England* は、支出に関する事柄に比べると歳入については明白さに欠けるが、王室財政の最も重要な収入源が、王室領地、裁判費用、関税からの収入であったこ

とに変わりはない。(14世紀中頃からは、国王による課税には、議会の承認が必要とされたことは、課税による収入増を困難にしたと考えられる。) エルトンは、15世紀後半に試みられた収入源を求めての様々な企画も、政府の益々膨れあがる必要に根本的に答えるものとはならず、クロムウェルの改革、即ち収入の徴集のために組織化された裁判所を創設し、ハウスホールド財政を整理するという組織的改革を待たねばならなかったと考える。この時、国王の身边に関する支出と、国家運営上の支出が区別されたので⁽⁷⁷⁾ある。

スターキーの「改革の時代」にとってもう一つの大切な柱は、commonweal という標語がこの頃登場したとしている点である。1440年代に書かれたとされる *The Governance of England* の主要テキストにはこの言葉は出てこないが、フォーテスキューが、1470年の予期しなかったランカスター家復興に際しこの書の重要部分を書き直した時に、テキストの中に commonweal の語が挿入されることとなったとスターキーは主張する。しかし、この言葉と15世紀後半の劇的改革との間に、いかなる関係が存在するののかについては、スターキーも詳説していない。⁽⁷⁸⁾ エルトンは、根本的改革が行われたとスターキーが主張する時期に、ロンドン司教 John Russell が議会開会の際に行った説教を紹介し、この説教の中では一言も改革について、特に革新的改革について触れられていないことを指摘する。これを、決り文句のように改革プログラムに言及するようになった1529年以降の議会開会時の開会演説と比較すると、その違いは明確である。⁽⁷⁹⁾

スターキーがエルトンのチューダー革命論、特に国家官僚制の確立(官僚制と言っても、今日我々がこの言葉から連想する現代官僚制とは少々趣を異にすることは、エルトン自身も認めている。だがこの官僚制は、その後3世紀にわたってイギリス政治を特徴づけることとなる。)に反対するのは、彼の宮廷政治に関する考え方にそぐわないからでもある。スターキーは、ハウスホールドの中でも宮廷私室(privy chamber)の働きに注目し、

国王に最も近い距離にあるここに仕える廷臣達の役割を、最大限に評価する。スターキーの図式によると、テューダー政治を動かす要因として、宮廷の inner chambers (privy chamber 又は bedchamber)、国務会議又は枢密院、そして国家部局や行政裁判所の三つの中心が考えられる。国務会議(あるいは枢密院)が政治の中心であることには、一応の意見の一致を見るとき、エルトンとスターキーの違いは、この国務会議が、他の二つの中心のどちらとの結び付きを強めているかに関する意見の相違から生じるというのが、スターキーの見方である。即ち、スターキーが、宮廷との連携を強調し、政治を一種の宮廷政治 (court government) ととらえるのに対し、エルトンは、既に見たように、枢密院の下での国家官僚制という国家部局及び各種行政裁判所との結び付きを重視する⁽⁸⁰⁾。スターキーは、宮内官 (the groom of the stool) の支配のもとで制度化された privy chamber を発見したとしているが、このハウスホールドの最深部に、政治・行政活動の中心が存在したという解釈を展開するのである。クロムウェルが意図的に政治における王室や個人の影響を排除し、国家的、官僚的要素を増大させていったというエルトンの説明は、スターキーにとっては *l'èsse majesté* の響きすら持ち、かわってスターキーは、この頃の行政上の変化を intimacy という言葉で表現する⁽⁸¹⁾。エルトンは、個人的接触を維持していく必要性、即ち intimacy のような原則を、その時代を支配する概念の地位まで持ち上げたスターキーを批判し、専門的行政官を配置し国王の側近とは距離を置いた統治手段は、実際にフランス、スペイン、オランダ、神聖ローマ帝国等にも見られたヨーロッパ的現象であったという広い知識が、スターキーには欠如していたことを指摘する⁽⁸²⁾。

一方財政組織についてもスターキーは、財務長官や秘書長官の機能を privy chamber が奪い、その結果ハウスホールドが宮廷外の国家部局に優る政治機関として再度登場してきたと説くが、エルトンは、クロムウェルの改革によって、国王個人あるいは宮廷に直接関係しない支払いは、すべ

て privy chamber から取り除かれたとし、両者の主張は平行線をたどったままである。エルトンはこの問題の核心部分に触れて、御内帑金管理人 (privy purse) による財政は古いチェンバー財政の延長ではなく、反対に国家歳入機構によってとって換えられたことを示すものであるとの見解を示す。ところで、枢密院の問題については、スターキーが枢密院を privy chamber から発生したものにとらえ、枢密院への任命前に privy chamber で仕えた経歴があれば後者の経歴がより重要性を持つとして、枢密院を宮廷の中に位置づけようとしたのに対し、エルトンは、枢密院メンバーの中に以前の privy chamber の侍従がいた事実は、ここが単に人材補充の場を提供した事示すだけで、枢密院と宮廷の制度上公式な関係を証明する根拠とはなりえないと判断する。⁽⁸³⁾

枢密院の研究で忘れてはならないのは、エルトニアンの J. A. Guy の研究である。ブラッドショーによると、ガイは方法論に関してエルトンの伝統を最も良く維持しているのであるが、そのガイも、テューダー革命については、特に枢密院及び星室庁の研究を通して、エルトンのクロムウェル再評価には同調せず、彼より先輩のエルトニアンである J. J. Scarisbrick のウルジー復権に同意し自説を展開している。⁽⁸⁴⁾ 枢密院と言っても、1529年のウルジー失脚以前には、国务会議のメンバーは理論上全員同じ地位にあった。それが10年後には、枢密院メンバー (the 'privy' or 'close' councillors) が他のメンバー (ordinary councillors 又は councillors at large) と区別され、より高い地位を享受するようになる。エルトンは、クロムウェルが国务会議を根本的に改革した年代を1536年中頃と設定するが、ガイは、1536—7年頃の政治はまだ不穏で緊迫した状況にあり、整然として行政改革を施行するような雰囲気ではなかったと判断する。即ちガイによると、クロムウェルはこの頃裏口からはともかく、正面きって改革を打ち出す程傑出した力をまだ持ち合わせていなかったというのである。⁽⁸⁵⁾ ガイは、1536—7年の国务会議を「緊急」国务会議と呼ぶが、それと1540年8月の枢密

院とは直接関連があることは認めている。緊急国務会議は19名で構成され、1540年8月の枢密院の模成と同数であった。しかしガイは、1536年の改革は既に2年前よりクロムウェルによって熟慮されてきたもので、リンカーンシャーで勃発した北部反乱の前に施行されていたと考える。エルトンと違ってガイは、北部反乱に対するヘンリー8世あるいはクロムウェルの実際的対応（エルトンの言葉を借りれば偶然の副産物）として、この緊急国務会議を位置づけたのである。⁽⁸⁶⁾この点について、エルトンにはガイの見解を受け入れる気持ちはない。

最後に、テューダー議会にも言及する必要があるだろう。エルトンの見解は、1530年代にジェントリーやフリー・ホルダーは議会活動に積極的に関与するようになり、実際都市やジェントリーの間で、下院議席に対する要求は益々高まっていったというものである。このような見解は裏返せば、下院の拡大に関し、国王が一人の当事者であることを無視したことにもなる。19世紀のテューダー史研究では、下院の拡張に国王が多大に関与したと考えられたが、ポラードやエルトンによる批判で、このような見解は顧みられることが少なかった。これに対し Jennifer Loach は、エルトン等の考えはあまりに極端に走り過ぎているとし、両者の中間点あたりを模索しようとする。実際に、国王は有能な人材を、下院に配置することが必要であると⁽⁸⁷⁾考えていたからである。

Revolution Reassessed のスターキーとの共編者 C. コールマンは、このローチの見解に解説を加え、16世紀における下院の規模拡大は、1530年代の劇的出来事に触発された議会議席に対する新しい熱意に起因するものではなく、下院の拡大は既にヘンリー6世の時代から見られたと主張し、再度中世的伝統の継承を⁽⁸⁸⁾強調する。

ところで、イングランド議会に関するエルトンの最大の貢献は、彼の下で学んだ Norman L. Jones の研究によって始まったと言って過言ではない。ジョーンズの研究は、エリザベス1世期初頭における議会研究である

が、エルトンが徐々に関心を、ヘンリー 8 世期からエリザベス 1 世期へ移していった時期とほぼ一致する。エルトンの関心は議会の立法機能の研究であり、これは議会の仕事は立法機能にあり、枢密院や宮廷のような政治抗争を闘わせる場ではないというエルトンの信念を反映させたものであった。即ち、彼の1559年以降の議会に対する取組みは、それから約30年前の宗教改革議会 (Reformation Parliament) に対するエルトンの対応と基本的に類似する。そして1530年代のクロムウェルの役割は、エリザベス 1 世の時代には、それ程革命的役割ではないが、秘書長官としてのウィリアム・セシルによって継承されていくというのがエルトンの図式である。⁽⁸⁹⁾ ジョーンズの研究は、これまで広く受け入れられてきた J. E. Neale の説を根本的に覆すこととなった。ニールは、エリザベスが治世の当初議会で直面したのは、カトリシズムの脅威からイングランドを守ろうとしたプロテスタントであり、エリザベスの宗教政策は、下院を独占したプロテスタント急進派によって変更を余儀無くされる。その結果女王は、自分が実際に望んでいた以上に改革を推進せざるをえなかったというのである。ニールはこの過程で、**Puritan choir** と呼ばれるピューリタン改革会派を下院での審議の中核的存在として持ち出し、エリザベスの政策に大きな圧力となって影響を及ぼしたと主張する。⁽⁹⁰⁾ これに対しジョーンズは、女王及びセシルは、自分達が立案した宗教政策を、ほぼ当初の計画通りに治世初期の議会で通過させたと考える。そして、もし議会で抵抗があったとすれば、それはプロテスタント急進派側 (所謂ニールの主張する **Puritan choir**) からではなくカトリック司教 (**Marian bishops**) 等保守派からもたらされ、ピューリタン会派なるものは、当時の議会には存在しなかったとする。⁽⁹¹⁾ エルトンも、基本的にこのジョーンズの見解を受け入れている。

国制史の分野だけでなく、歴史理論においても数々の著書を著し論争にも積極的に加わっていったエルトンであったが、そこには常に歴史学に対する信仰とでも呼べるこの学問領域を尊ぶ精神を垣間見ることができる。

論争のための論争ではなく、論争が最終的に歴史学の発展に寄与するという信念を持っていたからこそ、エルトンも、30年以上にわたって辛辣な評論を行い、論争においては相手を屈服させていったのである。その事を考えると、テューダー革命論争は、エルトンのその後の歴史家としての生き方を決定したと言って過言ではない。

註

- (1) Sir John Seeley, Lord Acton, G. M. Trevelyan, Herbert Butterfield

そして最近では Owen Chadwick と、多くの著名な歴史家を迎えたケンブリッジ大学の近代史欽定講座は、エルトンが退いたあとピューリタニズム研究の Patrick Collinson によって引き継がれている。エルトンが、王室、議会、枢密院等中央の政治に関心を抱いたのに対し、コリンソンは、どちらかと言えば地方の反体制派（特に非国教徒）に焦点を合わせていた違いはあるが、二代にわたって近代史欽定講座の椅子が、テューダー朝研究の大家によって占められたことは全くの偶然である。というのも、この講座で言う近代史とは、1724年のジョージ1世による創設の頃より、‘all history since the fall of Rome’ と定義される程長い期間を扱うものであったからである。エルトンは、どの時代を扱っても光沢を放ったまれな歴史家として先任者であるチャドウィックを挙げ、彼こそこのような定義における近代史欽定講座教授としては、最もその名にふさわしく、そのようなチャドウィックのあとを引き継ぐのは光栄であると同時に重荷であると 就任講演 で語っている。G. R. Elton, *Return to Essentials* (Cambridge, 1991), p. 102.

- (2) *Reformation Europe* の邦訳として、『宗教改革の時代』越智武臣訳、みすず書房、1973年がある。新旧『ケンブリッジ近代史叢書』については、『歴史と歴史家たち』柴田卓弘著、大明堂、1993年、108-134頁に簡潔にまとめられている。その他、エルトン自身が論文ではなくエッセイだと断っているものに、‘Europe and the Reformation’ in *History, Society and the Churches: Essays in Honour of Owen Chadwick*, eds. D. Beales and G. Best (Cambridge, 1985), pp. 89-104. がある。エルトンのドイツ語論文は、主に宗教改革に関係したものが多。最近の論文としては、‘Lex terrae victrix: Der Rechtstreit in der englischen Frühreformation’, *Zeitschrift der Savigny-Stiftung* (Graz, 1984), 101, 217-36; ‘Auseinandersetzung und Zusammenarbeit zwischen Renaissance und Reformation in England’, *Renaissance-Reformation: Gegensätze und Gemeinsamkeiten*, hrsg. A.

Buch (Wiesbaden, 1984), pp. 217-25; 'Die europäische Reformation: mit oder ohne Luther?', *Martin Luther: Probleme seiner Zeit*, hrsg. V. Press und D. Stievermann (Stuttgart, 1986) 等がある。

(3) G. R. Elton, *Return to Essentials*, p. 25.

(4) *Ibid.*

(5) ハリス及びウィリアムズ論争については、註(8)を参照。邦文のテューダー革命論争案内としては、栗山義信「テューダー革命論争」『史林』第49巻、第3号、京都大学史学研究会、1966年がある。スターキーのエルトン批判は、Christopher Coleman and David Starkey, eds., *Revolution Reassessed: Revisions in the History of Tudor Government and Administration* (Oxford, 1986) 中の 'Which Age of Reform' で最も顕著だが、エルトン自身は、ハリス及びウィリアムズとの論争と比べると、スターキーのエルトン批判をそれ程評価していない。その他最近の書物の中では、エルトンが自身のテューダー革命説（特に1930年代及びトマス・クロムウェルの中心性に関して）の誇張を一部修正させたとして評価する Alistair Fox and John Guy, eds., *Reassessing the Henrician Age: Humanism, Politics and Reform 1500-1550* (Oxford, 1986) がある。スターキー等による最近のテューダー革命説批判論文に対するエルトンの解答は、'Revisionism Reassessed: The Tudor Revolution a Generation Later', *Encounter* (July/Aug., 1986), pp. 37-42. 及び 'Communications: A New Age of Reform?', *The Historical Journal* (以後 *HJ* と略す), 30, no. 3 (1987), 709-16. を参照。

(6) *Encounter* (July/Aug., 1986), p. 37.

(7) R. B. Wernham によるエルトン著 *The Tudor Revolution in Government* (以後 *TRG* と略す) の書評。 *English Historical Review* (以後 *EHR*), LXXI (1956), 92-5. ワーナムは、エルトンがクロムウェルの影響力及び1530年代の行政改革の革新性を、過大に評価していると批判する。即ち、その後のハリスやウィリアムズの議論と同じように、果してこのテューダー行政改革には、中世の先例がエルトンが描く程になかったのかという疑問である。特にテューダー期の歳入システムに関しては、R. Sumerville の議論を例に挙げ、ランカスター公領で既に実証済みのシステムが、テューダー期のより近代的システムの基盤になっているのではないかと示唆し、またヘンリー7世が行政組織の刷新者で、ヘンリー8世はそれに法的基礎を与えただけだとの H. E. Bell の後見裁判所 (the court of wards) の発展に関する叙述を取り上げ、ワーナムは、エルトンがクロムウェルの前任者達に正当

な評価を与えていないと批判する。そして彼は、エルトン説の一つの問題点として、government と administration が適切に区別されていない点を指摘するのである。修道院領からの新しい収入の徴集やその管理といった日常的な仕事は、自律的・官僚的組織により一層任していくことが可能であるが、これらは administration の領域に属するものであり、決して government に関係する事柄ではない。government の観点からすると、王室収入がどのように徴集されたかということが問題なのではなく、国家の経費がどのように満たされ、また調節されたかということが重要なのである。そして、administration のいくつかの部門がより官僚化されていく中で、1530 年代においても、government は本質的に私的なもの (personal) として残り、その力と有効性は、国王がどれ程の力を持って有効的に政治を行うかにかかっていたとワーナムは考える。クロムウェルが動かしたのは私的な government であり、決して官僚的 government ではなく、エリザベス 1 世期の Burghley より、ヘンリ 7 世期の John Heron の方法に近かったと分析する。クロムウェルはその意味では、エリザベス 1 世期の財務府の父というよりは、ヘンリー 7 世のとった方法の最後の代表者であったとするのが、ワーナムの結論である。筆者は、ワーナムの government と administration の区別には、少々無理な側面があると考え。例えば財務政策に限っても、ワーナムの主張は理論的には理解できるが、テューダー財政が近代の複式簿記の体系的システムを持たなかったこと、またその歳入及び支出のシステムが、例えば修道院解散に伴う財務処理のために設けられた官僚化の象徴ともいえるべき増加収入裁判所でさえも重複しており、F. C. Dietz や W. C. Richardson でさえ多くの間違いを犯していることを考えると、王室収入の徴集と経費の調整といった概念も明確化は難しく、government と administration の区別も、あまり意味のある事のように思えない。

- (8) *Past and Present* 誌に掲載された諸論文は以下の 5 点であるが、慣例に従って括弧内の記号で略記する。前述の栗山論文では、一番最後のエルトン第 2 論文は氏の「テューダー革命論争」脱稿後に出され、最後に短く言及されているだけである。

- Penry Williams and G. L. Harriss, 'A Revolution in Tudor History', *Past and Present*, no. 25 (July 1963), 3-58——(W. and H. I)
- J. P. Cooper, 'A Revolution in Tudor History?', *Past and Present*, no. 26 (Nov. 1963), 110-2——(c.)
- G. R. Elton, 'The Tudor Revolution: A Reply', *Past and Present*, no.

29 (Dec. 1964), 26-49——(E. I)

• Penry Williams and G. L. Harriss, 'Debates: A Revolution in Tudor History?', *Past and Present*, no. 31 (July 1965), 87-96——(W. and H. II)

• G. R. Elton, 'A Revolution in Tudor History?', *Past and Present*, no. 32 (Dec. 1965), 103-9——(E. II)

スターキーと共に *Revolution Reassessed* の編者となったコールマンは、*Past and Present* 誌における論争を非生産的であったと批評する。それは、双方が負けを認めず、論争に結論が出なかった故のみならず、60年代のエルトン批判者達が、戦術的ミスを犯したと考えられるからである。即ち、彼等はエルトンに対する攻撃を（ハリスが中世史家であることを考えれば、当然であると筆者は考えるが）所謂テューダー革命に至るまでの時代に集中させ、16世紀に実際に起ったことを論争の焦点にしなかったというのである。故に60年代の論争では、重要な点は殆ど無視されたとまでコールマンは断定する。*Revolution Reassessed*, p. 6.

- (9) 中世統治機構の最後の様相については *TRG*, pp. 10-65, 424. を参照。Ronald H. Fritze, G. R. Elton, W. Sutton, eds., *Historical Dictionary of Tudor England 1485-1603* (Westport, 1991), pp. 247-8. ヘンリー7世の評価に関しては、テューダー革命論争以前に、この論争の当事者の二人であるエルトンとクーパーが関わったもう一つの論争がある。G. R. Elton, 'Henry VII: Rapacity and Remorse', *HJ* I, i(1958), 21-39; J. P. Cooper, 'Henry VII's Last Years Reconsidered', *HJ*, II, ii (1959), 103-29; G. R. Elton, 'Henry VII: A Restatement' *HJ*, IV, i (1961), 1-28.
- (10) *TRG*, pp. 13-18. 15世紀には、政府の秘書官職の中心としての大法官府は、大法官府が用いる国璽とともに、その地位を徐々に王璽に譲り渡していった。元来国王の納戸部に保管されていた私的な王璽は、ハウスホールドとのつながりを弱め、国家の正式の印璽としての地位を固めていった。しかしその王璽も、間もなくして御璽によってその優位性を脅かされることとなる。そしてこの対立も、ヘンリー6世の頃には、王璽を保持する國務會議と御璽によって自身の権力を誇示しようとする国王との対立となって表面化する。エルトンによれば、これ以後すべての grants は御璽から王璽へ、王璽から国璽へと通過することとなり、国王のもとにある御璽の権威が確立され、國務會議の印璽である王璽は単に装飾的機能しか果さなくなった。但しエルトンも、本来王璽がその力を発揮する行政命令の分野においても御璽の権威が

尊重されるようになったとはいえ、王璽が行政の中心として存在し続けたことは認めている。 *Ibid.*, p. 17.

- (11) 増加収入裁判所については、リチャードソンの研究が知られているが、エルトンにより、又最近では、エルトニアンであるケンブリッジ大学モードリン学寮の Peter Cunich によって、リチャードソンの研究の不正確さが指摘されている。W. C. Richardson, *History of the Court of Augmentations* (Baton Rouge, 1962), Peter Cunich, 'The Administration and Alienation of Ex-monastic Lands by the Crown 1536-47', Ph. D. dissertation Cambridge University, 1990. リチャードソンの著書に対するエルトンの書評は *EHR*, 79 (1964), 111. を参照せよ。エルトンは筆者への手紙の中で、クニッチの研究が、リチャードソンとエルトンの間の意見の食い違いについては、エルトン説の正当性を証明したと評価する。
- (12) *TRG*, p. 415. 栗山「テューダー革命論争」p. 121.
- (13) *W. and H. I.*, pp. 3-8.
- (14) Elton, 'The Problems and Significance of Administrative History in the Tudor Period', *Studies in Tudor and Stuart Politics and Government* (以後 *Studies* と略す) (Cambridge, 1974), pp. 252-3. 及び Elton, *Political History—Principles and Practice* (New York, 1970), pp. 22-43 *passim*. (栗山論文は「テューダー革命論争」p. 137.) 例えば、筆者もエルトン同様、宗教改革の主因は政治的事項であったと考える。反僧侶感情や反教権主義(*anticlericalism*) が、社会において俗人の間に蔓延していたとしても、国家政治レベルでの解決、即ち王権が教皇による教会支配の現実を変えようとしなければ、ローマとの断絶はもたらされなかったはずである。イングランドの教会法はローマの教会法であるという現実の変更は、国家行政・司法のレベルでの研究によって、はじめて明らかになるのである。
- (15) *W. and H. I.*, pp. 8-9. ヘンリーの革命を文書で支えたのは、クロムウェルに仕えたフマニスト、Thomas Starkey と Richard Morison であったが、この新しい秩序のために *Defensor Pacis* の英訳を提唱したのは、同じくクロムウェルのサークルに属していた William Marshall である。G. R. Elton, *Policy and Police: The Enforcement of the Reformation in the Age of Thomas Cromwell* (Cambridge, 1972), pp. 185-6. 英訳では、政治権力の人民起源説を思わせるような不都合な部分は省略されているが、このことは、英訳のスポンサーでもあったクロムウェルが、国王の権力を牽制する点に関してはマルシリウスに同調せず、マルシリウスのもう一つの重要な主

題である主権国家の統一という点に焦点を合わせて、マーシャルに翻訳を指示したと考えられる。また訳者によって付け加えられた序文には、権力の強奪者 (proud and presumptuous usurpers) といった、ローマ教皇に対する厳しい批判が繰り返されている。Quentin Skinner, *The Foundations of Modern Political Thought* (Cambridge, 1978), II, 101. Stout は、クロムウェルが起草した法案には peace と unity の二語が何度も出てきており、*Defensor Pacis* の言葉や議論と驚く程の類似性を示しているとする。Harry S. Stout, 'Henrician Reformation', *Church History*, 43 (1974), 310. マーシャルの翻訳は、マルシリウスの people を常に 'not of the rascall multytude, but of the parlyament' の意で訳している。Ibid., p. 312. マルシリウスの全体的論理からすると、彼は共和的政体が最も理想であると考えていた節が見られるが、そのような考え方はクロムウェルにとっては、国家主権の保全という至上目的に従属すべきものであった。このように見ると、クロムウェルが *Defensor Pacis* の第2論文に特に注目したのも尤なことである。一方、スターキーにとっても、マルシリウスの共和的傾向は否定しがたいものであったが、新しい秩序を維持するためには、君主の義務や国家としての統一を主張しなくてはならないことを、スターキー自身良く心得ていた。クロムウェルは、公会議 (General Council) をヘンリー8世のローマ教皇に対する反抗の理論的根拠と位置づけるが、スターキーも、教皇の首位権は公会議によって書かれたどのような法によっても支持されていないとしている。しかしスターキーは、公会議の力は司法的なもので、行政的力はない事も認めている。W. Gordon Zeeveld, *Foundations of Tudor Policy* (Cambridge Mass., 1948), p. 150. Edward Foxe や Stephen Gardiner が提唱した伝統的公会議主義は下火となり、スターキーのより積極的なアプローチが、それにとってかわることとなる。国王は、教会と国家 (commonwealth) との両方を統治する権威を神から与えられ、その結果、公会議に対する国王の権威の問題は、教権 (sacerdotium) に対する王権 (regnum) の権利をまもる手段としてとらえられるようになる。Skinner, II, 105. 他方、スターキーの政治思想が、John Ponet の契約政府論のような、より急進的思想に影響を及ぼしたという説も有力である。スターキー著の *A Dialogue between Reginald Pole and Thomas Lupset* は王権を制限する方向で議論を進めているが、ポネーはこの著書から大いに得るところがあったと考えられる。Zeeveld, pp. 248-63. [一方、J. W. Allen は、今では古典となった彼の *A History of Political Thought in the Sixteenth Century* (London,

1957) で、スターキーの議論は孤立した声であったと主張して影響力を否定する。p.151.] このようにスターキーは、教皇首位権の問題に関しては明らかに国王側についたが、他方では、王権を制限する方向へも動いたのである。彼は教会と国家の関係を *via media* としてとらえ、具体的には、政策面で *adiaphora* の考え方に基づく中道路線を指向したのである。神の言葉によって命じられていない事柄は、その施行にあたっては俗界の権威に任されているとしている。Elton, *Policy and Police*, p.193.

- (16) 上告禁止法の前文の書き出しは以下の通りであるが、この書き出し部分を素直に読めば、エルトンの解釈に分があるように思われる。‘Where by dyvers sundrie olde autentike histories and cronicles it is manifestly declared and expressed that this Realme of Englund is an Impire, and so hath ben accepted in the worlde, governed by oon Supreme heede and King having the Dignitie and Roiall Estate of the Imperiall Crowne of the same,.....’ A Luders et al., eds., *Statutes of the Realm* (London, 1810-28), III, 427-9. Elton, *The Tudor Constitution* (Cambridge, 1960), pp.344-9. ハリスは、この前文は *impeccably medieval* であると断定している。とは言え、この法令は、離婚問題をトーマス・克蘭マーの *archiepiscopal court* で決着できるようにすることを意図していた。
- (17) W. and H. I, pp.9-12. R.Koebner, ‘The Imperial Crown of the Realm: Henry VIII, Constantine the Great and Polydore Vergil’, *Bulletin of the Institute of Historical Research*, XXVI (1953), 48. A.G. Dickens も著書 *The English Reformation* (London, 1964) の中でハリスの意見に同調し、ヘンリーの教会関連事項における首位権は首長令に基づくものであり、上告禁止法の草案では、確かにしばらくの間、国王の教会関連事項の支配権が *imperium* の権威に由来すると考えられたが、最終的にこのような主張は神聖ローマ帝国やその他の先例に言及することによっては、実証しえない事がわかり引込まれたと理解する。p.117. 但しディッケンズは、もう一つの著書 *Thomas Cromwell and the English Reformation* (London, 1959) においては、エルトン寄りの議論を展開している。
- (18) テューダー期における中世的事柄の影響については、単に中央の国制レベルにおいてのみならず、地方においても、例えば中世的なロラードの宗教改革に対する影響のように、過大に評価されるべきではないと筆者は考える。ディッケンズの *The English Reformation* は、ロラードの影響を大きくとらえた書として知られる。

- (19) E. I., p. 29. 「国王への嘆願」の起源及び目的等については、長い間議論の的となってきた。特にエルトンとクーパーの議論を参考にされたい。G. R. Elton, 'The Commons' Supplication of 1532: Parliamentary Manoeuvres in the Reign of Henry VIII', *EHR*, LXVI, 507-34 及び J. P. Cooper, 'The Supplication against the Ordinaries Reconsidered', *EHR*, LXXII, 616-41 を参照せよ。「国王への嘆願」の文書はいくつかの版があり、最も初期のものは、 cromwell が下院のために起草した1529年の文書であると言われている。1532年に書き直され下院に提出されたが、ここでも cromwell が中心的役割を果たしていたことに疑いの余地はない。この1532年の改訂版が、下院における一般的な反僧侶・反教会感情の復活を示しているのか、それとも、政府が後押しして教会に対する攻撃をこの時点から強めていったことを示しているのかという問題に関しては、意見の分れるところであるが、どちらに強調を置くかの差はあるにせよ、この両方が「国王への嘆願」の中にはおり込まれていたとするのが定説である。(俗人の反僧侶感情は、特にジェントリー層の間で強かった。) 即ち、草案を見るとそこには、僧侶に対する様々な不満という広く一般的な問題と、国王の立法権及び僧侶が独自に教会法を定めることの放棄というより狭いテクニカルな法的問題とが、うまく連結されているのである。換言すれば、国王が抑制したい教会の立法活動と、俗人が解放されたいと望んでいた教会裁判所の慣行という、本来密接には関連していない二つの事柄が、巧妙に結び付けられているのがこの1532年の改訂草案である。Dickens, *The English Reformation*, pp. 113-4., Elton, *The Tudor Constitution*, p. 321.
- (20) E. I., p. 31. *Statutes of Realm*, III, 427.
- (21) E. I., p. 32. この国王の全権とは、前文において次のように表現されている。'he beyng also institute and furnysshed by the goodnes and sufferance of Almyghtie God with plenarie hoole and intiere power preemy-nence auctoritie prerogatyve and jurisdiccio[n] to rendre and yelde Justice and finall determynacion to all manner of folke reseauntes or Subjectes within this his realme, in all causes maters debates and contencions happenyng to occurr insurge or begyne within the limittes therof without restraynt or provocation to any foreyn Princes or Potentates of the World:' *Statutes of the Realm*, III, 427.
- (22) W. and H. I, pp. 14-5 及び E. I, pp. 32-3. plenitudo potestatis を背景にしたローマ教皇の権威主張は、その後もテューダー朝を悩ますこととなる。

スコットランド女王メアリーのイングランド到着や北部地方の反乱で揺れる1568年からの約3年間の緊迫した情勢の中で、特に1570年には、ローマ教皇ピウス5世によってエリザベスに対する破門教書 *Regnans in Excelsis* が発せられ、イングランドと法王庁の関係は、更に緊迫の度合を増した。‘*Regnans in Excelsis, cui data est omnis in coelo et in terra potestas, unam sanctam Catholicam et Apostolicam Ecclesiam, extra quam nulla est salus, uni soli in terris, videlicet Apostolorum principi Petro Petrique successori Romano pontifici, in plenitudine tradidit gubernandum.*’ (イタリック筆者) Elton, *The Tudor Constitution*, pp. 414-8 参照。この破門教書に対し、イーリー司教 Richard Cox 等の要請を受けた Heinrich Bullinger は、*Bullae Papisticae ante Biennium contra Sereniss. Angliae Franciae et Hiberniae Regnam Elizabetham, Promulgatae, Refutatio* を著して、ピウス5世の教皇は plenitudo potestatis を保持しているとの主張を論駁する。ここでプリンガーは、歴史的及び聖書的に見てなぜ plenitudo potestatis の主張が正当性を持っていないかを論じ、エリザベス1世の supreme governorship を擁護する。プリンガーは、この議論を進める中でマルシリウスに言及し、今日の問題のすべてが plenitudo potestatis を背景としたローマの治外法権的権威にあると結論づける。H. Bullinger, *A Confutation of the Popes Bull* (London, 1572), fo. 3r. (*A Short-Title Catalogue, 1475-1640*, 4040).

- (23) G. R. Elton, ed., *The New Cambridge Modern History* (Cambridge, 1990), II, 478-88 (2nd edition).
- (24) G. R. Elton, *England under the Tudors* (London, 1955), pp. 167-8.
 エルトンによると、クロムウェルが1539年の The Act of Proclamations で意図したのは、布告 (proclamation) の権威を制定法に基礎づけ、国王の大権を king in parliament の主権に従属させることにあった。これに対し Maitland や J. Hurstfield 等の伝統的考え方は、この法令はテューダー専制政治の絶頂を示すと理解する。F. W. Maitland, *English Law and the Renaissance* (Cambridge, 1901), p. 19. Jennifer Loach, *Parliament under the Tudors* (Oxford, 1991), p. 10.
- (25) W. and H. I, pp. 20-3. 13世紀に Bracton が教会法及び教会による権利侵害に対し毅然たる態度をとった事は有名であるが、その2世紀後には、フォーテスキューが *De Laudibus Legum Anglie* の中で、同じような立場からイングランドの法制度を擁護している。Q. Skinner, *The Foundations*

- of Modern Political Thought*, p. 54. Carl Güterbock, *Bracton and His Relation to the Roman Law* (Littleton, 1979), trans. by Brinton Coxe, p. 65. ところで、教会法と違って神によって創設されたとする法、所謂神法は、その実際の内容については単に様々な意見が存在するだけである。故に、教会法の枠内で教皇の特免の権威を論駁することも可能であるが、イングランド教会に関する事柄についても終審法廷を自認する教皇に対しては、超俗的な法 (other-worldly laws) に言及し、神法でもって教皇の教会法と対決することが必要であった。‘Lex Terrae Victrix: The Triumph of Parliamentary Law in the Sixteenth Century’, D. M. Dean and N. L. Jones, eds., *The Parliaments of Elizabethan England* (Oxford, 1990), p. 20.
- (26) R. W. K. Hinton, ‘English Constitutional Theories from Sir John Fortescue to Sir John Eliot’, *EHR*, LXXV (1960), 411. 19世紀流の立憲君主制を基礎とした議会主権は、イングランドにおいてかなり遅く発展し、17世紀以前に存在していたことは考えられないとマクィルウェインは示唆する。
- (27) *Ibid.*, 412-6.
- (28) *Ibid.*, 417-8. ヒントンのこのようなフォーテスキュー観は、例えば、*De Laudibus Legum Anglie* の第18章中の次のような一節に、鮮明に表現されている。‘Sometimes, also, by the negligence of such princes and the inertia of their counsellors, those statutes are made so ill-advisedly that they deserve the name of corruptions rather than of laws. But the statutes of England cannot so arise, since they are made not only by the prince’s will, but also by the assent of the whole realm, so they cannot be injurious to the people nor fail to secure their advantage. Furthermore, it must be supposed that they are necessarily replete with prudence and wisdom, since they are promulgated by the prudence not of one counsellor nor of a hundred only, but of more than three hundred chosen men……’ John Fortescue, *De Laudibus Legum Anglie* (Cambridge, 1942), ed. by S. B. Chrimes, p. 41. ここにはフォーテスキューのイングランド法体系に対する信頼が、十分に表現されている。
- (29) E. I, pp. 40-1. ヘンリー8世は議会に小修道院解散の決定を委ねたが、同じ法令が修道院解散の必要をうち出す実際の権限を国王に与えていることを、エルトンはよく承知している。Elton, *The Tudor Constitution*, p. 334.
- (30) E. I, pp. 41-2.

- (31) W. and H. I, pp. 24-5., E. I, p. 43. ハリスは、エルトンが中世において国家官僚機構とハウスホールド政治が共存していた事実に言及していることを知っていたが、ハリスの議論では、エルトンがテューダー革命論という大胆な説を展開する以上、中世ハウスホールド対近代官僚政治というコントラストをぼやけさせることは許されないとし、エルトン理論を二者択一の極端に押しやろうとする傾向がある。対するエルトンは、この第1論文において、中世からの連続性を今まで以上に認めるようになり、ハリスの議論は片透かしをくったかたちとなる。
- (32) W. and H. I, pp. 25-7. ワーナムについては註(7)を見よ。
- (33) E. I, pp. 44-5. 越智武臣著『近代英国の起源』（ミネルヴァ書房）は基本的にエルトン説を採用し、中世財務府についても、その特徴は「ノトリアスな事務の遅滞と煩雑さ」であるとして、その非効率性を強調している。43頁。
- (34) Elton, *TRG*, pp. 302-3. 秘書長官は1539年の An Act for the Placing of the Lords in the Parliament (31 Henry VIII, c.10) の中に言及されており、これは明らかに秘書長官職の大幅な昇格であると、エルトンは考える。
- (35) W. and H. I, pp. 29-31.
- (36) 註(10)参照。
- (37) W. and H. I, p. 30.
- (38) *Ibid.*, pp. 31-4.
- (39) W. and H. I, pp. 42-8. 確かにエルトンは、ウィンチェスター侯が文官の保守性を克服できなかったため、中世的悪慣習が財務府に残り、この局の効率性が損なわれたとしているが、エルトンのウィンチェスター侯に対する評価は、ウィリアムズの言葉が示唆する程低くはない。クロムウェル失脚後1558年までの財政的、行政的に困難な状況の中で、クロムウェルのシステムを具体化するかたちで改革を行ったのは、ウィンチェスターと後の Chancellor of the Exchequer である Walter Mildmay であり、政治的混乱の中でもテューダー政治が安定性を保ったのは、この二人の働きに負うところが大きかったことをエルトンは認めている。*England under the Tudors*, pp. 410-1.
- (40) W. and H. I, pp. 47-8., W. C. Richardson, *Tudor Chamber Administration 1485-1547* (Baton Rouge, 1952), pp. 1-2. リチャードソンは、イングランド中世封建制度の痕跡は、封建制というシステムが崩壊したあとも

17世紀まで残り、行政上様々な影響を及ぼしたと見る。ハリスも第2批判論文では、国民国家の誕生のようなものは、何十年という単位ではなく、何世紀という単位でのみ考察できるとしている。W. and H. II, p. 94.

- (41) W. and H. I, p. 49. 但しウィリアムズは、ポラード流の歴史のエヴォールーション的理解に対しては、エルトン同様に批判する。*Ibid.*, p. 53. エルトンが、クロムウェルからセシルに至る系譜を強調するのは、秘書長官として彼等が果たした役割に起因する。筆者自身の研究でも、セシルのエリザベス期に於ける役割を吟味していくと、そこには秘書長官クロムウェルの影響及び彼との類似性が幅広く指摘できる。
- (42) *Ibid.*, p. 52.
- (43) *Ibid.*, p. 55.
- (44) W. and H. II, p. 96.
- (45) Claire Cross, David Loades and J. J. Scarisbrick, eds., *Law and Government under the Tudors* (Cambridge, 1988), xi-xii.
- (46) Elton, *Political History*, p. 3. 邦訳『政治史とは何か』, 丸山高司訳, みすず書房, 5～6頁。エルトンは、国制史及び行政史研究を、政治史の一部として位置付ける。国制史はしばしば叙述よりも分析を必要とせざるをえないが、それにもかかわらず、政治史の著述という最終的産物は、分析では決してありえない。前掲書, 243-4頁。
- (47) *Law and Government under the Tudors*, p. xii.
- (48) 'Thomas More and Thomas Cromwell', *Studies* (Cambridge, 1992), IV, 152.
- (49) R. W. Fogel and G. R. Elton, *Which Road to the Past? Two Views of History* (New Haven, 1983) を参照。
- (50) Elton, *The Practice of History* (Sydney, 1967), p. vii. 歴史叙述が、研究・調査と並んで歴史家の使命とされている点に、歴史学の特徴が求められてきた。歴史叙述を通して歴史家が一般の人々に何かを提供するという信念は、果して歴史家の傲慢さであろうか。『歴史と叙述——社会史への道』阿部謹也著, 人文書院, 74-7頁。エルトンはそれを、歴史家の使命であると答えるであろう。ところで, *Reform and Reformation* は *England under the Tudors* の単なる改訂版でもなければ、焼き直し程度のものでもない。例えば国家 (state) より政治共同体 (political community) の方に前者の関心が集まっており、そのような政治共同体を取り巻く社会的、経済的、宗教的問題の解決を指向しているところを見ると、この書は intellectual history

の様相も呈するが、エルトンは、以前の立場からより防御的立場へ後退したのでは決してない。Brendan Bradshaw, 'The Tudor Commonwealth: Reform and Revision', *HJ*, XXII, no.2 (1979), pp.459-60. ブラッドショーはこの二書を、叙述史の tour de force と表現している。

- (51) Arthur J. Slavin, 'Telling the Story: G. R. Elton and the Tudor Age', *Sixteenth Century Journal*, XXI, no.2 (1990), 159. エルトンはこの論文を評して、エルトンの歴史に対する態度をより複雑化して紹介していると、筆者に以前語ったことがあった。
- (52) 「政治史とは何か」, 234-6頁。
- (53) 前掲書, 236頁。
- (54) 前掲書, 239-41頁。
- (55) P. Ricoeur などは、『地中海』は準出来事 (quasi-plot) を配した史的叙述であるとまで言いきる。というのも、ブローデルは、出来事の皮相性を指摘しながら、実際には何百ページにもわたって出来事を叙述しているからである。換言すれば、『地中海』では、構造だけでなく出来事にもスペースが設けられている。Peter Burke, ed., *New Perspective on Historical Writing* (Cambridge, 1991), pp.235-6. ところでエルトンは、ブローデルの大著を、政策と行動を形成するに至った状況を理解するにはすばらしい著書であるが、唯一欠落しているのは、政策と行動そのものであると評する。 *The Practice of History*, p.167.
- (56) Philippe Carrard, *Poetics of the New History* (Baltimore, 1992), pp.30-1, 61. 但し最近では、New History を掲げる研究者の間でも、ブローデルの三層モデルに基づく大規模な研究や、このような研究にありがちな量的方法に対する不満から、歴史人類学や心性史といった新しい叙述の方法を模索する動きもある。 *Ibid.*, pp.62-3. もちろんエルトンから見れば、このような新しい叙述の試みも、本来の叙述の体裁を整えてはいない。
- (57) Elton, 'What is Political History?', *History Today* (Jan. 1985), pp.11-2. 「静止する歴史」は、エルトンが特に名前を挙げて批判する E. Le Roy Ladurie の言葉であるが、動きをなくした歴史は歴史でないとエルトンは批判する。Elton, 'Historians against History', *Studies*, IV, 287. 政治史の優位性を主張する立場に対しては批判も多い。人類がどのように行動したかを理解する前に、彼等がどのように生き考えたかを知る必要があるとの立場からの批判である。例えば Gordon Leff がエルトンの *Political History* を書評した記事を参照せよ。 *History*, 57 (1972), 92-3. 同じような

指摘は、Dominick LaCapra の *History & Criticism* (Ithaca, 1985), p. 136. にも見られる。即ちエルトンは、知識のドキュメンタリー・モデルに関心を示しているが、確かにそれは歴史研究に於いて必要要件ではあるが、十分要件ではないというのである。特に intellectual history の領域において、その事が言える。これに対するエルトンの反論は、*Return to Essentials*, pp. 58-61. を見よ。この書は、1990 年ミシガン大学でエルトンが行った Cook Lectures の講演内容であるが、エルトンは、New History が英語圏ではまずアメリカで人気を博し、イギリスではそれ程大きな影響を及ぼさなかったと解している。

(58) *Ibid.*, pp. 287-9.

(59) *Ibid.*, pp. 289-92.

(60) René Pillorget, 'From a Classical to a Serial and Quantitative Study of History: Some new directions in French historical research', *Durham Univ. Journal*, 69, new ser. 38 (1976-7), pp. 207-16. エルトンも同じ問題点を指摘している。'That which first makes them attractive in the end constitutes their threat: the very fact that they offer a helpful instrument for clearing up the muddle of the past must be reconstructed to coincide with the theory. *Return to Essentials*, p. 15. エルトンのマルクス史観批判も、正に理論の支配という点に集中する。

(61) Pillorget, pp. 210, 213-4. 出来事や年代記を軽視するこのグループが、*Annales* と呼ばれるのも皮肉である。

(62) *Ibid.*, pp. 211, 214-5. アナール派の研究者は、同じく地理学を重視した Arnold Toynbee をよく読んだと言われるが、この日本も含め英国以外では非常に注目を集めた歴史家も、エルトンにかかれば、丹念な歴史調査よりはインスピレーションを重視し、古代ギリシア史だけしか研究していないにもかかわらず、そこでの知識を一般化し、理論として所謂らせん状 (gyrating) 文明論を展開したと評され、全く形無しである。*Return to Essentials*, pp. 11-2.

(63) Pillorget, pp. 211-2, 215.

(64) Fogel and Elton, *Which Road to the Past?*, p. 124. エルトンは両者をぶどう畑で働く農夫にたとえ、互いを排除しあった場合、収穫されるワインは台無しとなるとしている。*Ibid.*, p. 89.

(65) *Ibid.*, pp. 20, 80-1, 99.

(66) *Policy and Police*, p. vii. Rosemary O'Day は、この書がエルトンの多

数の書物のうち一番優れていると考える。O'Day, *The Debate on the English Reformation* (London, 1986), p.127. 少なくともテューダー初期に関する書物の中では、出版時はともかく現在の時点から見る限り、筆者もO'Day と同意見である。

- (67) *Law and Government under the Tudors*, p. xiii.
- (68) Christopher Haigh, *English Reformations: Religion, Politics, and Society under the Tudors* (Oxford, 1993), pp. 335-6. 及び Christopher Haigh, ed., *The English Reformation Revised* (Cambridge, 1987), pp. 19-22, 30.
- (69) *Ibid.*, pp. 30-1. H. Butterfield, *The Whig Interpretation of History* (London, 1931). 邦訳として、越智武臣他訳『ウィッグ史観批判——現代歴史学の反省——』未来社、1967年がある。
- (70) Elton, 'Herbert Butterfield and the Study of History', *Studies*, IV, 267-85.
- (71) 柴田卓弘著『歴史と歴史家たち』143頁。
- (72) 'Herbert Butterfield and the Study of History', pp. 270-1.
- (73) *Ibid.*, pp. 273-4. 分野は違うが、実存主義的聖書解釈論の歴史理解にも、このような傾向がある。拙稿「実存主義的聖書解釈と翻訳の諸問題」『人文科学年報』専修大学人文科学研究所、第23号、63-96頁。
- (74) 例えば, 'Thomas Cromwell Redivivus', *Archiv für Reformationsgeschichte*, 68 (1977), 192. を参照せよ。エルトンは筆者への手紙の中で、テューダー革命説に再度自信を持った経緯を次のように語っている。'As for the general theory of a Tudor Revolution in Government, I was beginning to entertain serious doubts until I was upbraided by some American friends for deserting the ship; I then re-read my first book and came to the conclusion that I had been too ready to think myself wrong!' その他エルトンは、ハウスホールドの衰退を誇張しすぎたことも認めるが、*The Tudor Revolution in Government* は最終到達点ではなく、そこへ至る staging post の役割を演じているという解釈を示す。Elton, 'Revisionism Reassessed', p. 40.
- (75) 註(5)を参照せよ。その他, Elton, 'A New Age of Reform?', *HJ*, XXX, no. 3 (1987), 709 を見よ。
- (76) エルトン自身この疑問の根拠の一つとして, Acts of resumption が1450年以降議会の呼び物となったが同じ法案が1451年, 1453年, 1455年と上程可

決された事実を挙げ、この繰り返しの事実により政策そのものの有効性が疑問視されると結論づけている。*Ibid.*, pp. 709-10. David Starkey, 'Which Age of Reform?', *Revolution Reassessed*, pp. 16-7., B. P. Wolffe, 'Acts of Resumption in the Lancastrian Parliament, 1399-1456', *EHR*, LXXIII, 583-613.

- (77) John Guy, *Tudor England* (Oxford, 1990 paperback), pp. 4-5. Elton, 'A New Age of Reform?', pp. 711-15.
- (78) *Ibid.*, pp. 715-6., Starkey, 'Which Age of Reform?', pp. 25-6.
- (79) Elton, 'A New Age of Reform?', pp. 715-6., Elton, *The Parliament of England: 1559-1581*, p. 26. 中世的伝統のもとでは、議会開会のスピーチは敬虔な気持ちの維持に重点が置かれ、実際の改革のプログラムが示されることはあまりなかった。このような伝統に少し変化が見え始めたのは大主教ウォーラムの頃であるが、トーマス・モアの頃に至って明確な違いが見られるようになる。モアのスピーチは、中世的伝統から脱し、議会召集の理由に焦点を合わせている。*Ibid.*, pp. 26-7. この頃から議会の開会は、ウェストミンスター寺院での説教のあとで上院での全議員に向かったのスピーチという順序で行われるようになったが、このことで、後者の場において具体的審議案件への言及がやりやすくなった可能性も考えられる。
- (80) David Starkey, ed., *The English Court: from the Wars of the Roses to the Civil War* (London, 1987), p. 15. スターキーは privy council も court council であったと主張する。D. Starkey, 'Tudor Government: the Facts?', *HJ*, XXXI, no. 4 (1988), 921.
- (81) Starkey, ed., *The English Court*, p. 92. (この中のスターキー論文のタイトルは、'Intimacy and innovation: the rise of the Privy Chamber, 1485-1547' である。) ハウスホールド政治は、基本的には個人的で不規則であり、比較的組織化されていないと見なされ、他方、ハウスホールド外の国家部局は、柔軟性に欠け個人的側面を持ち合わせず、実質上官僚的であるとの評価を得てきた。エルトンとスターキーの論争も、このような分極化されたモデルから多大な影響を受けていることは事実である。これに対し J. D. Alsop は、16世紀初期の財政制度の研究のためには、このような分極化は適切でないと断定する。エルトンが主張するように、未分化のハウスホールド政治から、国家部局を通じての王室歳入の管理への移行は確かに生じたのではあるが、官僚的財務政策とハウスホールド的政策を区別することは、両者ともに柔軟な側面や個人的また組織的両側面を持ち合わせていたことを考える

- と、正しいアプローチではないとするのがアルソップの議論である。Alsop, 'The Structure of Early Tudor Finance', *Revolution Reassessed*, pp. 140, 156.
- (82) エルトンによる *The English Court* の書評。HJ, XXXI, no.2 (1988), 426-8.
- (83) *Ibid.*, pp. 428-32.
- (84) Brendan Bradshaw, HJ, XXII, no.2 (1979), 455-58. J. A. Guy, 'The Privy Council: Revolution or Evolution?', *Revolution Reassessed*, p. 85.
- (85) *Ibid.*, pp. 60, 76, 80. ところでクロムウェルは、枢密院を星室庁やその他旧国務会議の司法機能部門から切り離した。(確かに枢密院はその後、半司法的権威を堅持し続けたのも事実であるが。) この星室庁は、国王の国務会議が裁判所として開廷しているものと考えられる。もしクロムウェルの1536-7年の改革が、新しい国務会議のメンバーを規定したとしたら、論理からして、枢密院のメンバーでない者は星室庁の一員であることはありえない。ところが実際には、そのようなメンバーは存在するのである。*Ibid.*, pp. 59, 81.
- (86) *Ibid.*, pp. 78-9., Elton, 'Revisionism Reassessed', p. 38. エルトンのガイに対する寛容的態度は、スターキーに対する対応の比ではない。ガイがエルトンで学んだという事情もあろうが、15世紀における改革を主張するスターキーの考え方は、エルトンのテューダー革命論の全面否定、あるいは根本的 spoiler であるのに対し、ガイの議論は、エルトンをして、クロムウェルによる改革のオリジナリティの主張をいくらか修正する方向へ向かわせている。ガイの枢密院研究でも示されたように、ガイ等によるウルジー再評価が、クロムウェル改革のオリジナリティの修正の方向と、少しばかり関係があるようである。*Ibid.*, p. 40. John Guy, *Tudor England* 及び J. Guy, *Christopher St German on Chancery and Statute* (London, 1985) を参照。
- (87) Jennifer Loach, 'Parliament: A New Air?', *Revolution Reassessed*, pp. 129-30.
- (88) Coleman, 'Professor Elton's Revolution', *Revolution Reassessed*, p. 10.
- (89) Cross, Loades and Scarisbrick, *Law and Government under the Tudors*, pp. xiv-xv 及び Elton, *Thomas Cromwell* (Bangor, 1991) 中の Judith Loades による introduction を参照。ジョーンズの研究は, *Faith by Statute: Parliament and the Settlement of Religion 1559* (London,

1982) として刊行され、エルトンのエリザベス期の議会研究を含め、その後の研究に多大な影響を与えている。

(90) Neale, *Elizabeth I and her Parliaments* (London, 1953), I, 28, 91-2, 116-20.

(91) Jones, *Faith by Statute*, passim. 拙稿「エリザベス I 世期に於けるピューリタン攻勢の神話と司教区の教育水準」『専修大学社会科学年報』第26号, 123-7頁。